

**水銀による環境の汚染の防止に関する法律
に基づく
水銀等の貯蔵に関するガイドライン
更新案
Ver5.0**

令和8年4月

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課水銀・化学物質国際室

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課

<更新履歴>

Ver.	更新の概要	更新年月
1.0	初版公開	平成29年7月
1.1	時点修正等	平成30年4月
2.0	平成29年度の報告に係る問い合わせ及び報告書の内容を踏まえ、分かりやすさ・使いやすさの観点から修正	平成31年2月
3.0	・平成31年度（令和元年度）の報告に係る問い合わせ及び報告書の内容を踏まえ、分かりやすさ・使いやすさの観点から修正 ・令和2年12月28日の省令・命令改正に伴い、報告書様式から押印が廃止されたことから新様式を反映	令和3年6月
4.0	・報告書の電子形式による提出方法を記載 ・エクセル様式の報告書導入に伴い、その作成方法を記載	令和5年4月
5.0	・過去の報告内容を踏まえ、実態に即した「具体的な管理方法」に修正 ・環境汚染防止措置の実施状況チェックシートを追加	令和8年4月

目次

1. 水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵に関する制度の解説	1
1.1 制度の概要	1
1.1.1 水銀汚染防止法の概要	1
1.1.2 水銀等の環境上適正な貯蔵に関する制度の概要	2
1.2 他の関連制度との関係	3
1.2.1 毒物及び劇物取締法との関係	3
1.2.2 消防法との関係	5
2. 水銀等の環境上適正な貯蔵の方法	6
2.1 対象となる水銀等	6
2.2 環境上適正な貯蔵の方法	6
2.2.1 水銀汚染防止法で求められる環境上適正な貯蔵の方法	6
2.2.2 具体的な貯蔵方法	7
2.2.3 環境汚染防止措置に関するチェックシート	13
3. 水銀等の貯蔵に関する報告の方法	14
3.1 対象となる水銀等	14
3.2 報告事項	15
3.3 報告書の提出方法	15
3.4 報告書の作成方法	16
3.4.1 報告書の様式等	16
3.4.2 エクセル様式の報告書の記入要領	17
3.4.3 ワード様式の報告書の記入要領	25
3.4.4 ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い	35
3.4.5 記入様式チェックシート	37
3.5 報告書の提出先	42
付録	45
付録1 Q&A	46
付録2 連絡先・問い合わせ先	68
付録3 様式	69

はじめに

本ガイドラインは、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号。以下「水銀汚染防止法」といいます。）に基づき、水銀及びその化合物（以下「水銀等」といいます。）を貯蔵する者（水銀等貯蔵者）が水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置と、国（事業所管省）へ定期的に報告する内容について必要な事項を解説するものです。

***** <ガイドラインの構成> *****

本ガイドラインは、以下の三つの章と付録で構成されています。

第 1 章 水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵に関する制度の解説

制度の背景、概要、他の制度との関係を解説します。

第 2 章 水銀等の環境上適正な貯蔵の方法

貯蔵の際にとるべき措置について、「水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針」に基づき解説します。

第 3 章 水銀等の貯蔵に関する報告方法

水銀汚染防止法第 22 条第 1 項の水銀等の貯蔵の状況に関する報告の方法について、「水銀等の貯蔵に関する省令」（平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）に基づき解説します。報告書を提出する際のチェックシートも含まれています。

付録

Q & A、連絡・問い合わせ先、コピーして使える報告書の様式が含まれています。

1. 水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵に関する制度の解説

1.1 制度の概要

1.1.1 水銀汚染防止法の概要

(1) 背景

水銀は、化石燃料の燃焼や廃棄物など様々な排出源から人為的に環境に排出され、地球規模で循環・蓄積し続けており、産業革命以降の人為的な排出の増加により海洋生物中の水銀濃度が急激に増加し、魚介類を多食する北極圏の人々などへの影響が懸念されています。我が国では、特に偏った食生活でない限り、食品からの水銀ばく露による健康影響が懸念される状況にはありませんが、将来的に魚介類の水銀濃度が上昇する可能性もあることを踏まえ、地球規模での水銀による環境の汚染の防止に貢献するため、水銀の排出を抑制する取組が重要です。

こうした状況を踏まえ、水銀による地球規模での環境汚染を防止するため、平成 25 年 10 月に熊本県で開催された外交会議で水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」といいます。）が採択されました。これを受けて、水俣条約を国内で実施するための措置や水俣条約よりも踏み込んだ措置を講ずる水銀汚染防止法が平成 27 年の通常国会において成立し、水俣条約の発効日である平成 29 年 8 月 16 日に施行されました（ただし、水銀使用製品に関する措置の一部については、別に政令で定める日（表 1.1 に記載）から施行）。

(2) 水銀汚染防止法の概要

水銀汚染防止法に基づき、表 1.1 に示す措置が実施されています。水銀等貯蔵者は、その貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するために必要な措置をとることが求められます。

表 1.1 水銀汚染防止法に基づく措置とその対象者

水銀の利用局面	措置の内容（該当条文）（施行年月日）	対象者
掘採	水銀鉱の掘採の禁止（第 4 条） （平成 29 年 8 月 16 日施行）	水銀鉱を掘採しようとする者・掘採している鉱業権者
製品等への使用	特定水銀使用製品の製造等の禁止（第 5～12 条、附則第 3 条） （製品の種類によって平成 30 年 1 月 1 日、令和 2 年 12 月 31 日、令和 7 年 1 月 1 日、令和 8 年 1 月 1 日、令和 9 年 1 月 1 日、又は令和 10 年 1 月 1 日施行）	特定水銀使用製品を製造しようとする者、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いようとする者
	新用途水銀使用製品の製造等の制限（第 13～15 条） （平成 29 年 8 月 16 日施行）	新用途水銀使用製品の製造等を行おうとする事業者
	水銀使用製品の適正な回収に関する措置（第 16、17 条） （平成 28 年 12 月 18 日施行）	国・市町村
	水銀使用製品に関する情報提供（第 18 条） （平成 28 年 12 月 18 日施行）	水銀使用製品の製造・輸入事業者
	特定の製造工程における水銀等の使用の禁止（第 19 条） （平成 29 年 8 月 16 日施行）	特定の製造工程において水銀等を使用しようとする者
	水銀等を使用する方法による金の採取の禁止（第 20 条） （平成 29 年 8 月 16 日施行）	水銀等を使用する方法によって金の採取を行おうとする者
貯蔵・管理	水銀等の環境上適正な貯蔵のための措置（第 21、22 条） （平成 29 年 8 月 16 日施行）	水銀等を貯蔵する者
	水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための措置（第 23、24 条）	水銀含有再生資源を管理する者

水銀の 利用局面	措置の内容（該当条文）（施行年月日）	対象者
	（平成 29 年 8 月 16 日施行）	

1.1.2 水銀等の環境上適正な貯蔵に関する制度の概要

（１） 背景

水俣条約第 10 条 2 では、締約国に対し、水俣条約で認められた用途のための水銀等の暫定的保管が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとることを求めています。我が国においては、水銀汚染防止法第 21 条第 1 項に基づいて、水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第 1 号。以下「貯蔵指針」といいます。）を策定しており、その際には、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成 5 年条約第 7 号。以下「バーゼル条約」といいます。）に基づいて作成された指針（バーゼル条約水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン）や、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）などによる水銀等の製造、保管等の規制を参考にしました。

その後、平成 30 年 11 月開催の水俣条約第 2 回締約国会議において、水俣条約第 10 条 3 に基づいて、水銀等の環境上適正な暫定的保管に関する指針が採択されました。

また、水銀汚染防止法第 22 条第 1 項では、貯蔵指針に従った貯蔵が行われていることを確認するのみならず、水銀等の需給バランスの変化によって、有価物であった水銀等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）上の廃棄物に移行する可能性があることも考慮し、一定量の水銀等を貯蔵する水銀等貯蔵者に対して定期的な報告を求めることとされました。

なお、廃棄物処理法上の廃棄物となった水銀等は、廃棄物処理法に基づき、適正に処理する必要があります。

（２） 制度の概要

１） 水銀等の貯蔵の定義

水銀等の貯蔵とは、所有権の有無にかかわらず、水銀等を現に所持し、販売、製品の製造、試験研究等のためにとっておくこと又はためておくことをいいます。貯蔵を他者に委託した場合は、その相手方（委託先）が「水銀等貯蔵者」となります。年度途中で、製造した（例：水銀含有再生資源から回収した）又は引渡しを受けた（例：外部から購入した）水銀等は、その全量が一旦は貯蔵されたものとみなします。

２） 環境上適正な貯蔵が必要な水銀等

水銀汚染防止法により、その貯蔵の際に環境の汚染を防止するための措置が必要となる水銀等の種類は、以下のとおりです。それぞれ他の物と混合している場合には、当該水銀等の含有量が混合物の全重量の 95% 以上の場合に限り対象となります。また、水銀含有再生資源¹又は廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものは除きます。

<対象となる水銀等の種類>

¹水銀含有再生資源に関する規制の詳細は、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」を御参照ください。

- 水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- 塩化第一水銀
- 酸化第二水銀
- 硫酸第二水銀
- 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物
- 硫化水銀（辰砂²に含まれるものを含む。辰砂の場合は含有量にかかわらず対象。）

3) 環境上適正な貯蔵

上記 2) に該当する水銀等は、貯蔵指針に基づき、環境上適正な貯蔵を行う必要があります。具体的には、次のような措置をとることが求められます。

- 容器・包装：水銀等が漏れたり流出したりしないよう、水銀等の種類に応じて適切な材質や構造の容器又は包装で貯蔵する。また、容器・包装を定期的に点検し、破損等があった場合には速やかに補修する。
- 容器への表示：水銀等を貯蔵する容器又は包装に水銀等の名称を表示する。
- 保管場所への表示：水銀等を貯蔵する場所（棚や棚が設置されている部屋・倉庫等）に水銀等の名称を表示する。
- 貯蔵場所：水銀等の盗難・紛失を防ぐため、鍵をかけることのできる保管庫・棚等で貯蔵するか、鍵をかけることのできる部屋や倉庫に水銀等を貯蔵する棚等を設置し、施錠する。その場所が特性上鍵をかけることができないものである場合は、周囲に堅固な柵を設ける。
- 情報提供：水銀等の貯蔵を他者に委託するときには、その相手方（委託先）において貯蔵指針に基づく環境の汚染を防止するための措置及び一定量を超える場合には定期報告が必要となるため、相手方（委託先）に対し、貯蔵を委託する水銀等が水銀汚染防止法の規制対象であることについて、情報を提供する。

4) 貯蔵に関する定期報告

一つの事業所で貯蔵する、上記 2) のいずれかの対象物質について、年度を通じて 1 度でも貯蔵量が 30kg 以上となった場合、当該年度の貯蔵の状況について定期報告を行う必要があります。この報告は、事業所ごとに、年度を通じて 1 度でも貯蔵量が 30kg 以上となった対象物質ごとに貯蔵の状況について所定の様式に記載した報告書を作成し、これをその翌年度の 6 月末までに国（事業所管省）に提出することによって行います。

年度の途中で、水銀等を購入して直ちに全量を機器等に充填した場合や製品の製造に使用した場合、また、貯蔵していた水銀等の全量を他者に引き渡した場合や、全量が廃棄物処理法上の廃棄物となった場合でも、その翌年度の提出期間内での報告が必要です。

報告をせず、又は虚偽の報告をした者には 30 万円以下の罰金が科されます。

1.2 他の関連制度との関係

1.2.1 毒物及び劇物取締法との関係

（法制度の詳細は、制度所管省庁に御確認ください）

² 辰砂は、鉱物の名称として用いており、辰砂鉱石を指しています。

（１） 毒物及び劇物取締法における水銀等の位置付け

水銀汚染防止法の貯蔵に関する措置の対象となる水銀等は、医薬品及び医薬部外品を除き、毒物及び劇物取締法、毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号）において表 1.2 のように位置付けられています。硫化水銀は毒物でも劇物でもありませんが、塩化第一水銀は劇物、それ以外の水銀等は毒物に規定されています。

表 1.2 水銀汚染防止法の貯蔵に関する措置の対象となる水銀等の

毒物及び劇物取締法上の位置付け

環境上適正な貯蔵の対象となる水銀等	毒物及び劇物取締法上の位置付け
水銀	毒物
塩化第一水銀	劇物
酸化第二水銀	毒物（5 %以下を含有する製剤は劇物）
硫酸第二水銀	毒物
硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物	毒物
硫化水銀（辰砂を含む）	—

（２） 毒物及び劇物取締法の貯蔵に関連する規定

毒物及び劇物取締法の貯蔵に関連する主な規定は表 1.3 のとおりです。同表において、「法」とは毒物及び劇物取締法を指し、「規則」とは毒物及び劇物取締法施行規則を指します。下線部は、貯蔵指針においても規定されているものを示しています。

表 1.3 毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の保管に関する規定

項目	毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の保管に関する規定
容器	・ 飲食物容器の使用禁止（法第 11 条） ・ <u>飛散・漏れ・しみ出るおそれのないもの</u>（規則第 4 条の 4） ・ 「医薬用外」、「毒物」又は「劇物」の表示（法第 12 条） ・ 販売又は授与する製品については、<u>名称・成分・含量・製造者名等の表示</u>（法第 12 条）
保管施設	・ <u>貯蔵場所に鍵をかける設備がある、又は周囲に堅固な柵があること</u>（規則第 4 条の 4） ・ 陳列場所に鍵をかける設備があること（規則第 4 条の 4） ・ 盗難・紛失の予防措置（法第 11 条） ・ 他の物と区分して貯蔵できること（規則第 4 条の 4） ・ 貯蔵場所、陳列場所に「医薬用外」「毒物」又は「劇物」の表示（法第 12 条）
管理体制	・ 販売又は授与を目的として毒物及び劇物を製造・輸入する場合並びに販売又は授与及び販売又は授与を目的に貯蔵、運搬、陳列する場合は並びに法第 22 条第 1 項に該当する場合は、専任の毒物劇物取扱責任者を配置すること（法第 7 条）
情報管理	・ 販売又は授与した場合は、名称・数量・年月日・譲受人の氏名/職業/住所/を記録し、販売又は授与した日から 5 年間保存（法第 14 条）

項目	毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の保管に関する規定
事故時の措置	・ 飛散、漏れ、流れ出、しみ出があった場合に、保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる（法第 17 条）

上のほか、平成 30 年 7 月 24 日付け厚生労働省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項」³では、近年発生している毒物又は劇物の盗難、紛失事案を踏まえ、危害の発生を未然に防止する観点から、第 1 「保管場所における盗難、紛失防止」として、1 保管場所の管理について、2 鍵の管理について、3 在庫管理について、さらに、第 2 「運搬時における盗難、紛失防止」、第 3 「盗難、紛失時の対応」についても、講じるべき措置を示しています。

1.2.2 消防法との関係

（法制度の詳細は、制度所管省庁に御確認ください）

（１） 消防法における水銀等の位置付け

消防法において、30kg 以上の水銀、酸化第二水銀及びこれを含有する製剤（酸化第二水銀 5 % 以下を含有するものを除く。）は、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質に指定されています（消防法第 9 条の 3、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 1 条の 10 等）。

（２） 消防法の下での貯蔵に関連する規定

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を一定量以上貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないことになっています（消防法第 9 条の 3）。

³ https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H300731/20180724_tuuti.pdf

2. 水銀等の環境上適正な貯蔵の方法

2.1 対象となる水銀等

水銀汚染防止法の下で環境上適正な貯蔵が求められる水銀等は、以下のとおりです。

■環境上適正な貯蔵が求められる水銀等

水銀含有再生資源及び廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものを除く、以下の水銀及び水銀化合物、また、それらの混合物（水銀又は水銀化合物の含有量が全重量の95%以上であるもの）

- 水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- 塩化第一水銀
- 酸化第二水銀
- 硫酸第二水銀
- 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物
- 硫化水銀（辰砂に含まれるものを含む。辰砂の場合は含有量にかかわらず対象。）

（参考：水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成27年政令第378号）第3条）

「水銀等の貯蔵」とは、水銀等を現に所持し、販売や製品の製造、試験研究等のためにとっておくこと又はためておくことを指します。設備や装置内部で使用されている水銀（例：水銀圧入法測定装置（ポロシメータ）の中の水銀）や水銀等が封入された製品（例：水銀血圧計）を所持していることは水銀等の貯蔵に該当しません。他方、水銀等の試薬、顔料については、原料等としての販売や製品の製造、試験研究等のために蓄えられていると考えられることから、上記の含有量基準を満たすものであれば水銀等の貯蔵に該当します。

硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物については、いずれか一方のみを貯蔵している場合でも水銀等の貯蔵に該当します。また、混合している場合は、硝酸第二水銀と硝酸第二水銀水和物の合計の含有量が全重量の95%以上の場合に水銀等の貯蔵に該当します。

硫化水銀については、辰砂である場合は、硫化水銀の含有量にかかわらず、水銀等の貯蔵に該当します。硫化水銀の含有量が95%を超える朱肉の所持については、固有の製品形状をもち、使用中に組成や形状が変化することがない製品であることから、水銀等の貯蔵には該当しません。

2.2 環境上適正な貯蔵の方法

2.2.1 水銀汚染防止法で求められる環境上適正な貯蔵の方法

貯蔵指針（水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針）では、水銀等貯蔵者に対し、環境の汚染を防止するために以下の措置をとることを求めています。

■水銀等貯蔵者に求められる環境汚染防止措置

- 1 水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
- 2 水銀等の容器又は包装に、水銀等の名称（水銀等の混合物（辰砂を除く。）にあっては、水銀等の名称及び含有量）を表示すること。
- 3 水銀等を貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。
- 4 水銀等を貯蔵する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
- 5 水銀等を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。
- 6 水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。

2.2.2 具体的な貯蔵方法

（１） 水銀等の容器又は包装

１） 容器の材質・形状等

水銀の容器の材質は、常温では水銀と反応しない材質・形状とすることが重要です（炭素鋼、ステンレス鋼、ガラス、プラスチックなど）。実際の貯蔵量や取扱い環境に応じて適切な容器の材質・形状などを選択してください。

環境上適正な貯蔵に適した容器としては、例えば、バーゼル条約水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインにおいては、

- (1) 以前の保管物による破損がなく、それらが水銀と有害な反応をおこさないこと
- (2) 容器の構造的完全性⁴を損なわないこと
- (3) 過度な腐食がないこと
- (4) 腐食を防ぐための保護コーティング（塗料）が施されていること

などが望ましいとされています。図 2.1 に水銀を貯蔵する容器の例を示します。

⁴ バーゼル条約の水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインに記載されている「Structural Integrity」のこと。構造物の局所的な破壊もしくは損傷が全体に致命的な影響を及ぼすことなど、原因に対して不釣り合いな破壊を招くことがないように設計を行うという概念を指す（国立研究開発法人土木研究所 https://thesis.pwri.go.jp/public_detail/107744/）。

		
エポキシ系塗料で内面塗装された鋼鉄製容器	樹脂製容器	ガラス製の円筒形ねじ口瓶

図 2.1 水銀を貯蔵する容器の例

また、水銀化合物については、その物性及び反応性を踏まえて、適切な材質を選択する必要があります（表 2 参照）。

万が一、貯蔵している水銀等が飛散・流出してしまった場合は、速やかに容器・包装からの飛散・流出を止める措置や飛散・流出した水銀等の回収等の応急措置をとってください。貯蔵指針に規定する「水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれがないものとする。」を勘案し、水銀汚染防止法第 21 条第 2 項に基づき、環境の汚染を防止するためにとるべき措置について、事業所管大臣から水銀等貯蔵者に対して必要な勧告がなされる場合があります。貯蔵指針等に照らして対応に困る場合は、事業所管省に御相談ください。

2) 容器・包装の表示

水銀等を貯蔵する容器・包装には、「水銀」、「塩化第一水銀」、「酸化第二水銀」といったように、貯蔵するものの名称を表示する必要があります。貯蔵しているものが水銀等であることが一見して認識できるよう、文字の色・大きさ等により目立ちやすいものとしてください。また、表示場所は、通常の貯蔵状態で視認可能なようにする（例：容器に入れた上で包装する場合は、包装表面に表示する）ことが必要です。

水銀等の貯蔵量が 30kg 以上となる場合は、国（事業所管省）に報告する義務がありますので、名称のほか、貯蔵されている重量も記載しておくことで報告の有無が容易に判断できます。

図 2.2.1 に水銀の貯蔵の、また、図 2.2.2 に水銀化合物の貯蔵の表示例を示します。

なお、硫化水銀以外の対象物質については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 25 条第 2 項の規定により、取扱上の注意事項を表示することも必要です。

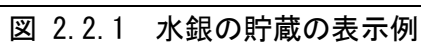


表 2 水銀等の物性、反応性等

項目		水銀	塩化第一水銀	酸化第二水銀	硫酸第二水銀	硝酸第二水銀
物性	常温での形状	液体 ⁵	固体（結晶性粉末）	結晶状粉末	固体	固体
	融点	-38.87℃	400℃	500℃	450℃以下で分解	79℃
	引火点	データなし	データなし	不燃性	不燃性	引火せず
安定性及び反応性	反応性 ⁶	アンモニア、ハロゲンと激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 アルミニウム他多くの金属を侵し、アマルガムを生成する。	光の影響下で徐々に分解し、塩化水銀（Ⅱ）や水銀を生じる。	光にばく露、あるいは500℃以上に加熱すると分解し、非常に有毒なヒューム（水銀など）や酸素を生じ、火災の危険性を増大させる。 還元剤、塩素、過酸化水素、マグネシウム（加熱した場合）、塩化硫黄、リンなどの元素により、衝撃に敏感な化合物を生じる。	光の影響下で450℃に加熱すると分解し、非常に有毒なヒューム（水銀、硫黄酸化物）を生じる。水溶液は中程度の強さの酸である。ハロゲン化水素と反応する。	ホスフィン酸、エタノール、アセチレンと、衝撃に敏感な化合物を生成する。 強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と激しく反応する。 光の影響下で分解する。
	安定性	加熱すると、有毒なガスを生じる。	法規制 ⁷ に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。	法規制 ⁸ に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。	法規制 ⁶ に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。	法規制 ⁶ に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
	避けるべき条件	加熱、燃焼	データなし	粉じんの拡散を防ぐ	光の影響下で加熱	データなし
	混触危険物質	アジ化物、アセチレン、アンモニア、金属ナトリウム	データなし	還元剤 塩素、過酸化水素、マグネシウム、塩化硫黄、リン	ハロゲン化水素	可燃性物質、還元性物質 ホスフィン酸、エタノール、アセチレン
	危険有害な分解生成物	火災時に刺激性、腐食性又は有毒なヒュームやガスを放出する。 沸点近くで長時間加熱す	塩化水銀（Ⅱ）、水銀（光の影響で分解）	水銀、酸素	非常に有毒なヒューム（水銀、硫黄酸化物）	データなし

⁵ 常温で揮発する。

⁶ 厚生労働省職場の安全サイト GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報における「反応性」及び「危険有害反応可能性」の欄の情報を統合している。

⁷ 労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、海洋汚染防止法、船舶安全法、航空法

⁸ 労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、船舶安全法、航空法

項目		水銀	塩化第一水銀	酸化第二水銀	硫酸第二水銀	硝酸第二水銀
参考 情報	危険有害性	ると Hg0 を生成する。 吸入すると生命に危険 強い眼刺激 アレルギー性皮膚反応を 起こすおそれ 生殖能又は胎児への悪影 響のおそれ 臓器の障害（呼吸器系、心 血管系、腎臓、肝臓、中枢 神経系） 長期にわたる、又は反復ば く露による臓器の障害（神 経系、心血管系、血液、肝 臓、歯肉） 長期継続的影響により水 生生物に非常に強い毒性	飲み込むと有毒 皮膚に接触すると有害 皮膚刺激 眼刺激 アレルギー性皮膚反応 を起こすおそれ 遺伝性疾患のおそれの 疑い 生殖能又は胎児への悪 影響のおそれの疑い 腎臓の障害 呼吸器への刺激のおそ れ 長期又は反復ばく露に よる腎臓、中枢神経系 の障害	飲み込むと生命に危険 皮膚に接触すると有害 皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応 を起こすおそれ 強い眼刺激 生殖能又は胎児への悪 影響のおそれ 中枢神経系、末梢神経 系、腎臓、消化管の障害 長期にわたる、又は反 復ばく露による中枢神 経系、腎臓の障害	飲み込むと有毒 皮膚に接触すると有 毒 アレルギー性皮膚炎 を起こすおそれ 腎臓の障害 長期にわたるまたは 反復ばく露による中 枢神経系、腎臓の障 害 水生生物に非常に強 い毒性 長期的影響により水 生生物に非常に強い 毒性	飲み込むと生命に危 険 皮膚に接触すると生 命に危険 重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷 アレルギー性皮膚反 応を起こすおそれ 遺伝性疾患のおそれ の疑い 生殖能又は胎児への 悪影響のおそれの疑 い 腎臓の障害 呼吸器の障害のおそ れ 長期又は反復ばく露 による腎臓、中枢神 経系の障害 水生生物に非常に強 い毒性 長期的影響により水 生生物に非常に強い 毒性

出典：厚生労働省職場の安全サイト GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報 http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

ただし、硫化水銀と辰砂の情報は、当該サイトには掲載されていない。

（２） 貯蔵場所

水銀等の貯蔵場所には、貯蔵している物質の名称を表示する必要があります。また、貯蔵場所には、鍵をかける、ID カードで入退室を制限する、周囲に堅固な柵を設けるなどが求められます。

図 2.3 及び図 2.4 の例のように、既に毒物及び劇物取締法等に基づく表示がされていて、これが貯蔵指針に規定する表示の要件（水銀等の名称の表示）を満たしている場合は、その表示を水銀汚染防止法に基づく表示とみなして差し支えありません。



図 2.3 水銀等の貯蔵場所の例 その１



図 2.4 水銀等の貯蔵場所の例 その２

（３） 他者への委託

水銀等の貯蔵を他者に委託する場合には、相手方（委託先）において環境汚染を防止するための上記（１）及び（２）の取組が行われることが必要です。このため、相手方（委託先）に対して、水銀汚染防止法に基づく貯蔵の規制対象となる水銀等であることを明示的に伝達することが必要です。

また、相手方（委託先）が国（事業所管省）に水銀汚染防止法第 22 条第 1 項に基づく定期報告を適切に行えるよう、以下の情報を書面で提供することが望ましく、例えば、契約書等に、貯蔵に当たっての貯蔵指針の遵守及び定期報告義務の履行について明記するといったことが考えられます。

- 物質の名称、純度、量
- 貯蔵の目的

2.2.3 環境汚染防止措置に関するチェックシート

水銀等の貯蔵に関する環境汚染防止措置の実施状況を確認するためのチェックシートです。措置の実施状況を確認するために適宜ご活用ください。なお、表中の「具体的な環境汚染防止措置」はあくまでも例ですので、実際の貯蔵状況を踏まえて、適切な措置を講じてください。

環境省ホームページ (URL: <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html>) からエクセルファイルをダウンロードできます。趣旨を逸脱しない限りは、表示内容、行や列を適宜追加しても構いません。水銀等の貯蔵に関する報告への記載が求められている環境汚染防止措置について、参考情報として本チェックシートを添付いただくこともできます。

3. 水銀等の貯蔵に関する報告の方法

3.1 対象となる水銀等

水銀汚染防止法により貯蔵に関する報告が求められる水銀等は、次のとおりです。

■貯蔵に関する報告が求められる水銀等

水銀含有再生資源及び廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものを除く、以下の水銀及び水銀化合物、また、それらの混合物（水銀又は水銀化合物の含有量が全重量の95%以上であるもの）で、当該年度において事業所で貯蔵した最大量が30kg以上のもの

- 水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- 塩化第一水銀
- 酸化第二水銀
- 硫酸第二水銀
- 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物
- 硫化水銀（辰砂に含まれるものを含む。辰砂の場合は含有する硫化水銀の量が30kg以上の場合。）

（参考：水銀等の貯蔵に関する省令第2条）

環境上適正な貯蔵が求められる水銀等については、年度を通じて貯蔵した最大量が1度でも30kg以上となった場合（混合物の場合は、混合物の重量が30kg以上となった場合）に報告が求められます。したがって、以下の場合も報告の対象となりますので、御注意ください。

- 貯蔵していた水銀30kg全量を他者に引き渡して年度末の貯蔵量がゼロになった場合
- 貯蔵していた水銀30kg全量が廃棄物処理法上の廃棄物となった場合（＝年度末の貯蔵量はゼロ）

貯蔵した最大量が30kg以上となっているかどうかの判断は、事業所ごとに行います。「事業所」とは、水銀等の貯蔵に係る事業活動が行われている一単位の場所をいい、原則として、単一の運営主体の下で、同一の又は隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているものを指します。ただし、同一の又は隣接する敷地内にない場合も、道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、水銀等の貯蔵が一体として行われている場合は、一事業所と取り扱って差し支えありません。

年度途中で、製造した（例：水銀含有再生資源から回収した）又は引渡しを受けた（例：外部から購入した）水銀等は、その全量が一旦は貯蔵されたものとみなします。したがって、以下の場合も報告の対象となりますので、御注意ください。

- 年度の途中で、水銀等30kgを購入して直ちに全量を機器等に充填した場合
- 年度の途中で、水銀等30kgを購入して直ちに全量を製品の製造に使用した場合

報告は、事業所ごとに、毎年度4月1日から6月30日までの間に、定められた様式により前年度（4月1日から3月31日まで）の水銀等の貯蔵に関する報告書を提出します。報告をせず、又は虚偽の報告をした者には30万円以下の罰金が科されます。

3.2 報告事項

水銀汚染防止法に基づき報告が求められる事項は、次のとおりです。

■貯蔵に関する報告が求められる事項

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 水銀等貯蔵者において行われる水銀等の貯蔵に係る事業
- 四 年度当初に貯蔵していた水銀等の種類別の量
- 五 製造し、又は引渡しを受けた水銀等の種類別の量
- 六 使用し、引き渡し、又は廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物となった水銀等の種類別（使用し、又は引き渡した場合にあっては、水銀等の種類別及び使用又は引渡しの目的別）の量
- 七 引き渡し、又は引渡しを受けた場合にあっては、その相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに事業所の名称及び所在地
- 八 年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量及び貯蔵の目的
- 九 水銀汚染防止法第21条第1項に規定する指針に基づき実施した取組その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組

（参考：水銀等の貯蔵に関する省令第4条）

3.3 報告書の提出方法

水銀等の貯蔵に関する報告を行う水銀等貯蔵者は、以下に従って報告書を提出します。

（１） 提出期間

毎年度4月1日から6月30日（6月30日が土日、祝日の場合は、その直前の平日）までの間に、前年度の水銀等の貯蔵に関する報告書を提出します。報告書に記入する報告事項は、前年度の4月1日から3月31日までの1年間の状況が対象です。

（２） 提出先

報告書は、水銀等の貯蔵に係る事業を所管する省の窓口（表 3.2 参照）へ送付（電子メールを推奨）又は持参してください。水銀等貯蔵者が水銀等の貯蔵に係る2以上の事業を行っていて、それぞれの事業を所管する省が異なる場合には、それら全ての省の窓口に同一の報告書を送付（電子メールを推奨）又は持参してください。

なお、事業所管省の窓口で受理された報告書は、水銀等の貯蔵に係る主たる事業を所管する事業所管大臣から環境大臣及び経済産業大臣へその写しが送付されます。また、環境大臣が受理した当該報告書の写しは、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告書との突合等に活用するため、都道府県等の産業廃棄物担当部局に共有されます。

（３） 提出方法

水銀等の貯蔵に関する報告は、電子データ又は書面により提出してください。
提出物及び提出物の記入要領は、「3.4 報告書の作成方法」を御参照ください。

(4) 提出に関する留意事項

1) 提出物の保管

事業所管省が報告書を受理した後、報告内容等について問い合わせる場合がありますので、電子データの場合は、必ず提出したデータを各事業所で保存し、関連資料と共に保管してください。
書面の場合は、必ず報告書の写しをとり、関連する資料と共に保管してください。

2) 報告事項等の記入

報告書の作成に際しては、誤りのないよう御注意ください。報告事項は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、国民からの開示請求の対象となります。

また、報告書の提出前に「3.4.5 記入様式チェックシート」で記入内容を最終確認してください。

3) 報告書の郵送による提出

報告書を郵送により提出する場合には、簡易書留郵便を用いて御提出ください。

なお、報告書を受理した事業所管省から報告者に報告書の写し等に受理印を押印し返送することは一切いたしません。事業所管省が報告書を受理したことの確認が必要でしたら、簡易書留郵便の記録によってください。

4) 報告書の電子データによる提出

報告書を電子データにより提出する場合には、ファイル形式を変換せずに、電子メールを用いて御提出ください。

（手続きに関する詳細については、付録 2 に示す問い合わせ先を御参照のうえ、各事業所管省にお問い合わせください。）

3.4 報告書の作成方法

3.4.1 報告書の様式等

(1) 提出書類の様式

電子データ又は書面による提出を行う際に用いる水銀等の貯蔵に関する報告書の様式は、環境省及び経済産業省のウェブサイト⁹からダウンロードすることができます。

様式の記入要領については、「3.4.2 エクセル様式の報告書の記入要領」「3.4.3 ワード様式の報告書の記入要領」を御参照ください。

(2) 電子データによる提出の場合

ファイル形式を変換せずに記入します。

(3) 郵送による提出の場合

提出する書類の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4（縦置き）とします。また、書類への記入は、パソコン、ワードプロセッサのほか手書きでも構いませんが、文字は楷書で明瞭に記入しま

⁹ URL : <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html>（環境省）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/mercury/houkokusyo.html#chozou（経済産業省）

す。特に、手書きで記入する場合は、消えたりにじんだりしないように黒又は青色のボールペン等の筆記用具で記入します。

3.4.2 エクセル様式の報告書の記入要領

エクセル様式の水銀等の貯蔵に関する報告書は、事業者入力シート1、事業者入力シート2、事業者添付資料入力シートから構成されています。それぞれについて、以下に記入要領を示します。

(1) 事業者入力シート1の記入要領

事業者入力シート1の前半の記入例を表3.1に、事業者入力シート1後半の記入例を表3.3に示します。オレンジ色のセルは記入、黄色のセルはプルダウンから選択してください。

表 3.1 事業者入力シート1前半の記入例

主たる事業が[産業廃棄物処分量]である企業の例

報告対象年度		2022 年度 ㉑
提出日（西暦年月日）*報告対象年度の翌年度6月末までに報告が必要です		2023 年 6 月 1 日 ㉒
提出先 事業所管省庁の大臣	省庁 1	環境大臣 ㉓
	省庁 2	
報告者 ㉔	郵便番号	XXX-XXXX
	住所	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
	名称（個人の場合は“個人”と記載）	■■■■株式会社
	氏名（法人の場合は代表者名）	環境 花子
	役職（個人の場合は“個人”と記載）	代表取締役社長
事業所の名称及び所在地 ㉕	名称	■■■■株式会社 埼玉事業所
	郵便番号	XXX-XXXX
	所在地	埼玉県〇〇市△△〇-〇-〇
担当者氏名及び連絡先 ㉖	部署	環境本部〇〇係
	氏名	環境次郎
	電話番号	03-XXXX-XXXX
	メールアドレス	kankyo.jiro@〇〇〇.〇〇.jp
水銀等の貯蔵に係る主たる事業	事業の名称	産業廃棄物処分量 ㉗
	事業所管大臣	環境大臣 ㉘

㉙

前年度の年度末において貯蔵していた水銀等		水銀等の種類	水銀
指針に基づき実施した取組等 ㉑	容器	具体的な措置	99.9%に精製した上で鋼鉄製（内部エポキシ樹脂コーティング）の容器 10 本に分けて密閉し、容器ごとに「水銀」「30kg」と記載したラベルを貼付した。
	貯蔵場所	具体的な措置	鍵のかかる別々の倉庫にそれぞれの名称と数量を示す表示板をつけて貯蔵した。
	他社への委託	具体的な措置	安全データシートで水銀である旨の情報を提供した。
	その他の取組	具体的な措置	労働安全衛生教育の一環として、水銀の適正な貯蔵についての研修を行った。
水銀等の貯蔵に係る主たる事業以外の事業 ㉒	従たる事業 1	事業の名称	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
		事業所管大臣	経済産業大臣
	従たる事業 2	事業の名称	
		事業所管大臣	

㉑ 『報告対象年度』

プルダウンから選択してください。

㉒ 『提出日』

様式の事業所管大臣への報告年月日（提出日）を記入します。YYYY/MM/DD の形式で記入してください。

㉓ 『提出先』

報告者（水銀等貯蔵者）が行っている水銀等の貯蔵に係る事業を所管している大臣名（表 3.1 参照）を「省庁 1」のプルダウンから選択します。プルダウンにない場合は手動で記入してください。

日本標準産業分類の細分類（業種コード 4 桁）ベースで、報告者が水銀等の貯蔵に係る 2 以上の事業（㉓ に記入する事業）を行っていて、それぞれの事業を所管する大臣が異なる場合には、大臣名（㉔ に記入する大臣）を「省庁 2」のプルダウンから選択します。また、水銀等の貯蔵に係る一つの事業が 2 以上の大臣の共管である場合は「省庁 2」のプルダウンから選択します。

㉔ 『報告者』

報告者は、要件に該当する水銀等の貯蔵を行っている者（個人・法人）です。この欄では、提出日（発送日）時点のものを記入します。

地方公共団体が運営する公営企業、学校等については、当該地方公共団体における知事部局等

とは独立した者として扱います。コラム<[地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織が報告者となる例](#)>を御参照ください。

『郵便番号』: 報告者の主たる事務所（本社等）の郵便番号はハイフンを入れて半角文字 8 桁で記入します。

『住所』: 報告者の主たる事務所（本社等）の所在地を記入します。

『名称』: 企業、団体等の法人にあっては登記上の名称を、個人の場合は”個人”と記入します。

『氏名』: 企業、団体等の法人にあっては代表者の氏名を、個人にあっては、当人の氏名を記入します。

『役職』: 企業、団体等の法人にあっては代表者の役職名を、個人にあっては”個人”と記入します。

なお、法人にあっては、報告者は、水銀等の貯蔵を担当する部署の長など、法人において水銀等の貯蔵に責任を有する者を代理人とし、報告を委任することができます。この場合には、報告者の氏名の後ろに代理人の役職名・氏名を記入します。報告書に委任状を添付する必要はありません。法人内で適切な委任手続を行ってください。

◆コラム 地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織が報告者となる例

○**地方公営企業** 地方公営企業は、地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○**警察組織** 都道府県警察については、都道府県警察が地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○**学校等** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 32 条に規定される教育委員会が管理する学校その他の教育機関については、教育委員会が地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○**組合** 組合は、組合に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○**収用委員会** 収用委員会は、委員会に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

㊦『事業所の名称及び所在地』

『名称』: 水銀等を実際に貯蔵していた（している）事業所の名称（支店名、営業所名等）を記入します。

『郵便番号』: 水銀等を実際に貯蔵していた（している）事業所の郵便番号はハイフンを入れて半角文字 8 桁で記入します。

『所在地』: 水銀等を実際に貯蔵していた（している）事業所の所在地（都道府県名から番地等まで）を記入します。

㊦『担当者氏名及び連絡先』

事業所管省は、報告書を受理した後、報告内容等について問い合わせる場合がありますので、報告書を作成した担当者の所属部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを記入してください。

㊦『水銀等の貯蔵に係る主たる事業』

事業所で行っている水銀等の貯蔵に係る事業について、プルダウンから選択します。プルダウンにない場合は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記入します。「細分類」とは、分類コードが 4 桁の項目名を指します（表 3.2 参照）。日本標準産業分類については、総務省統計

局のウェブサイト「政府統計の総合窓口」の以下のページで確認してください。 <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）ベースで、報告者が水銀等の貯蔵に係る2以上の事業を行っている場合には、それら事業のうちから主たる事業一つのみをこの欄に記入し、それ以外の事業については **Ⓚ** に記入します。主たる事業の考え方については、コラム＜[主たる事業の考え方](#)＞を御参照ください。**Ⓚ** に **ⓐ** と同じ事業名を記入する誤りが散見されます。主たる事業以外の事業がない場合は、**Ⓚ** の記入は不要です。

表 3.2 報告対象事業と事業を所管する大臣（過年度報告に基づく）

日本標準産業分類の 細分類業種コード	報告書に記入する事業名	報告書に記入する 事業を所管する大臣
0 5 3 1	原油鉱業	経済産業大臣
0 7 7 1	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	国土交通大臣
1 1 1 2	化学繊維製造業	経済産業大臣
1 6 2 2	無機顔料製造業	経済産業大臣
1 6 2 9	その他の無機化学工業製品製造業	経済産業大臣
1 6 4 4	塗料製造業	経済産業大臣
1 6 9 7	試薬製造業	経済産業大臣
2 1 4 9	その他の陶磁器・同関連製品製造業	経済産業大臣
2 1 5 1	耐火れんが製造業	経済産業大臣
2 2 1 1	高炉による製鉄業	経済産業大臣
2 3 2 9	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	経済産業大臣
2 6 9 3	真空装置・真空機器製造業	経済産業大臣
2 7 3 3	圧力計・流量計・液面計等製造業	経済産業大臣
2 7 3 9	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具・理化学機械器具製造業	経済産業大臣
2 8 2 3	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	経済産業大臣
2 9 4 1	電球製造業	経済産業大臣
2 9 6 9	その他の電子応用装置製造業	経済産業大臣
3 1 1 3	自動車部分品・附属品製造業	経済産業大臣
3 2 6 2	毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）	経済産業大臣
4 7 1 1	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	国土交通大臣
5 3 2 9	その他の化学製品卸売業	経済産業大臣
5 3 3 2	鉱物卸売業（石油を除く）	経済産業大臣
7 1 1 1	理学研究所	研究所の母体法人を 所管する大臣
7 1 1 2	工学研究所	
8 1 6 1	大学	文部科学大臣
8 8 2 2	産業廃棄物処分業	環境大臣
9 7 3 1	行政機関	当該機関が所属する 省の長である大臣
9 8 1 1	都道府県機関	具体的な事業内容に 応じて個別に判断

◆コラム 主たる事業の考え方

日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）ベースで、報告者が水銀等の貯蔵に係る2以上の事業を行っている場合には、それら事業のうちから主たる事業一つを決定する必要があります。この場合、法人全体及び事業所ごとの双方とも、原則として生産高、販売額等の適切な指標によって、主たる事業を決定することになります。この方法が適切でない場合には、従業員の数、設備の規模等で判断しても結構です。

地方公共団体において生産高、販売額等での判断が難しい場合には、報告対象となっている水銀等の貯蔵に係る事業について、従業員数、設備の規模又はそれ以外の適切な指標のうち、いずれか最適なものを選択して判断してください。

④『水銀等の貯蔵に係る主たる事業を所管する大臣』

上記 ③ の主たる事業について、当該事業を所管する大臣をプルダウンから選択します（表 3.2 参照）。上記 ③ の主たる事業が2以上の大臣の共管である場合、その共管大臣を記入します。

⑤『前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類』

前年度の3月31日（報告対象年度の最終日）の時点で貯蔵していた水銀等の種類をプルダウンから選択します。複数種類の水銀等の報告がある場合、ファイルを分けて提出ください。

⑥『指針に基づき実施した取組等』

「2. 水銀等の環境上適正な貯蔵の方法」に示す取組について、事業所で実施した内容を、「容器」、「貯蔵場所」、「他者への委託」及び「その他の取組」に分けて、次のように記入します。

- 容器：水銀等を入れる容器が、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとなっていること、名称（混合物の場合は混合されている水銀等の名称及び含有量）を表示していることを示すため、容器の具体的な材質や形状、表示の内容・方法等を記入します。具体的な状況が分かるように、補足として写真を貼付しても結構です。
- 貯蔵場所：水銀等を貯蔵する場所に鍵をかける設備を備えているか、周囲に堅固な柵を設けていること、また、貯蔵している水銀等の名称を表示していることを示すため、具体的な設備の状況を記入します。具体的な状況が分かるように、補足として写真を貼付しても結構です。
- 他者への委託：水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方（委託先）に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供したこと等を記入します。
- その他の取組：上記以外の、貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するために実施した取組を記入します。例えば、従業員の教育、緊急時対応計画の作成等。

⑦『水銀等の貯蔵に係る主たる事業以外の事業』

日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）ベースで、報告者が報告対象事業所で水銀等の貯蔵に係る2以上の事業を行っている場合があれば、③『主たる事業』欄に記入した事業以外の事業について、事業の名称及び当該事業を所管する大臣を記入します。

⑦に③欄と同じ事業名を記入する誤りが散見されます。主たる事業以外の事業がない場合は、記入は不要です。

様式の ③『主たる事業を所管する大臣』及び ⑦『当該事業を所管する大臣』の全てに同一の

報告書を提出します。

貯蔵量、製造量などの数値は kg 単位で記入します。事業者入力シート 1 後半の記入例を表 3.3 に示します。

表 3.3 事業者入力シート 1 後半の記入例

主たる事業が[産業廃棄物処分量]である企業の例

①年度当初に貯蔵していた量(kg) ＊報告対象年度初め　４月１日の量			0
②製造した量（kg）			1,000
④使用した量	使用した量の内訳 1	使用した量（kg）	1
		使用目的（用途）	分析
	使用した量の内訳 2	使用した量（kg）	
		使用目的（用途）	
	使用した量の内訳 3	使用した量（kg）	
		使用目的（用途）	
⑥廃棄物となった量（kg）			0
年度末情報	⑦年度末貯蔵量合計（kg） ＊報告対象年度末　３月３１日の量		309
	貯蔵の目的		製品製造
備考			

①『年度当初に貯蔵していた量』

前年度の4月1日（報告対象年度の初日）当初に貯蔵していた量（前回の報告書の「⑦年度末に貯蔵していた量」に記載した数値と同じ）を記入します。水銀含有再生資源又は廃棄物処理法上の廃棄物として管理していた量は含めません。

※①～⑨でゼロの場合、空欄にせず、0と記入します。

②『製造した量』

水銀の場合、当該年度内に水銀含有再生資源又は水銀廃棄物から回収した水銀の総重量を記入します。水銀化合物の場合、当該年度内に水銀から製造した水銀化合物の総重量を記入します。

④『使用した量』

報告対象事業所で水銀等を使用した場合は、その重量及び使用目的（用途）を記入します。例えば、年度途中で、貯蔵していた水銀等を機器又は工程に充填した場合、その量は④『使用した量』に記入します。年度途中で機器等に充填した水銀等について、年度末時点で、そのまま機器等に投入して使用し続けている場合、その量は報告の対象外です。

水銀等を充填していた機器又は工程から年度途中で水銀等を回収した場合は、「3.4.4 ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い」を御参照ください。

使用した量の内訳が4つ以上の場合は3つ以下にまとめて記入してください。

⑥『廃棄物となった量』

貯蔵していた水銀等が使用されないまま、報告対象年度内に廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物となった量を記入します。図3.3に示すように、上記④『使用した量』に記入した量から生じた廃棄物は含めません。

貯蔵していた水銀等が使用されないまま廃棄物となった量には、以下のものを含めます。

- 当該年度内に廃棄物として処理するために事業所から搬出した量
- 当該年度内に廃棄物として事業所内で処分した量
- 当該年度内に廃棄物となったが、上記二つに該当せず、事業所内で保管している量

※なお、法定の報告事項ではありませんが、報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、使用されないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していない水銀等を保管している場合は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 ○kg」と記入してください。

⑦『年度末に貯蔵していた量』

前年度の3月31日（報告対象年度の最終日）の時点で貯蔵していた量を記入します。水銀含有再生資源又は廃棄物処理法上の廃棄物として管理していた量は含めません。その値が、次の式から計算される値と異なる場合は「備考欄」に理由を記入します。

$$〔⑦=①+⑧-⑨-⑥〕$$

貯蔵の目的

貯蔵の目的の欄には、年度末に貯蔵していた水銀等について、使用目的を記入します。目的の記載について、判断に迷う場合は、付録2に示す問い合わせ先に問い合わせてください。複数の目的を持つ場合は、目的別に⑦年度末に貯蔵していた量を記入してください。

（２） 事業者入力シート2の記入要領

水銀の引渡しを受けた事業者又は引渡した事業者は、事業者入力シート2も記入してください。水銀の引渡しを受けていない場合は、事業者入力シート2の③引渡しを受けた量（B8）に、水銀の引渡しを行っていない場合は、⑤引き渡した量（G8）に0を記入してください。

事業者入力シート2の記入例を表3.4に示します。

表 3.4 事業者入力シート2の記入例

引渡しを受けた内訳					引き渡した内訳					
③引渡しを受けた量 (kg)	引き渡した者の住所 (法人の場合、名称)	引き渡した者の氏名 (法人の場合、代表者の氏名)	事業所の名称	事業所の所在地	⑤引き渡した量 (kg)	引渡しの目的 (引渡しを受けた者による用途)	引渡しを受けた者の住所 (法人の場合、名称)	引渡しを受けた者の氏名 (法人の場合、代表者氏名)	事業所の名称	事業所の所在地
20	〇〇商事	代表取締役社長 水銀良男	〇〇商事横浜支店	神奈川県横浜市〇-〇-〇	500	蛍光ランプ製造 (A国への輸出)	〇〇貿易	代表取締役社長 〇〇〇〇	〇〇貿易△△営業所	〇〇県△△市〇〇10-20
					210	試薬製造	〇〇製薬	代表取締役社長 〇〇〇〇	〇〇製薬△△工場	〇〇県△△町〇〇1-1

引渡しを受けた内訳

『③引渡しを受けた量』: 水銀等を、他者又は他事業所から引渡し（購入を含む）を受けた場合、その重量を記入します。

『引き渡した者の住所』: 個人から引渡しを受けた場合は、その個人の住所（都道府県から）を記入します。法人から引渡しを受けた場合は、法人の名称を記入します。

『引き渡した者の氏名』: 個人から引渡しを受けた場合は氏名を、法人から引渡しを受けた場合は代表者の氏名を記入し、『事業所の名称』『事業所の所在地』に引渡しを受けた水銀等が貯蔵されていた事業所（〇〇支店、〇〇営業所まで）の名称及び所在地（都道府県から）を記入します。

記入する行が不足する場合は、9～17行の間で行の挿入をしてください。

引渡しを受けて直ちに機器等に充填した量や直ちに製品の製造に使用した量も計上します。

引き渡した内訳

『⑤引き渡した量』: 報告対象事業所から搬出した水銀等の量を記入します。同じ法人の他事業所に引き渡した場合も含みます。廃棄物として処理するために搬出されたものは除きます。

『引渡しの目的』: 引渡し（売却を含む）の目的（引渡しを受けた者における用途）を記入します。

『引き渡しを受けた者の住所』『引渡しを受けた者の氏名』: 個人に引き渡した場合は、その個人の住所（都道府県から）及び氏名を記入します。法人に引き渡した場合は、法人の名称と代表者の氏名を記入し、『事業所の名称』『事業所の所在地』に引き渡した水銀等が貯蔵された事業所（〇〇支店、〇〇営業所まで）の名称及び所在地（都道府県から）を記入します。

※報告対象年度内に一度に 30kg 以上の水銀等を単一事業所に引き渡した場合、相手先は、当該年度の当該事業所の水銀等の貯蔵の状況について国（事業所管省）に報告する義務があります。

引き渡し際などに、安全データシート等に定期報告義務の履行について明記してください。

海外に輸出した場合には、まず、輸出先における使用目的を記入し、その横に「(〇〇国への輸出)」と記入します。複数の国に輸出した場合、また、同じ国でも使用目的が異なる場合は、それぞれ別の欄に記入します。

記入する行が不足する場合は、9～17行の間で行の挿入をしてください。

（３） 事業者添付資料入力シートの記入要領

添付資料等がある場合は、「事業者添付資料入力シート」に貼り付けてください。貼り付け方は自由です。

（４） 法令で規定された様式の記入要領

（１）及び（２）で記入されたデータが自動で反映されていることを確認してください。③引渡しを受けた量及び⑤引き渡した量は３つまでが反映されます。４つ以上ある場合はこの法令で規定された様式に反映されませんが、修正の必要はありません。ただし、４つ以上あり、かつ、紙で提出する場合には事業者入力シート２も印刷して提出してください。

3.4.3 ワード様式の報告書の記入要領

ワード様式の水銀等の貯蔵に関する報告書は、様式、別紙１、別紙２から構成されています。それぞれについて、以下に記入要領を示します。

(1) 様式の記入要領

様式の前半の記入例を図 3.1.1、図 3.1.2 及び図 3.1.3 に、様式後半の記入例を図 3.2 に示します。

様式（第三条関係）	
水銀等貯蔵報告書	
令和 XX 年 X 月 XX 日 (A)	
環境大臣 殿	
(B)	
経済産業大臣 殿	
報告者	
住所	〒XXX-XXXX 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
氏名	■■■■株式会社
	代表取締役社長 環境 花子
	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
(C)	
水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。	
事業所の名称及び所在地	名称：■■■■株式会社 埼玉事業所 (D-1) 所在地：〒XXX-XXXX 埼玉県〇〇市△△〇-〇-〇 (D-2)
担当者氏名及び連絡先	部署：環境本部〇〇係 氏名：環境次郎（かんきょうじろう） 電話番号：03-XXXX-XXXX kankyo.jiro@〇〇〇.〇〇.jp
	(E)
水銀等の貯蔵に係る主たる事業	産業廃棄物処分業 (F)
水銀等の貯蔵に係る主たる事業を所管する大臣	環境大臣 (G)

図 3.1.1 様式前半の記入例その 1

主たる事業が[産業廃棄物処分量]、従たる事業が「その他の非鉄金属
第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」である企業の例

水銀等貯蔵報告書

令和XX年X月XX日

環境大臣 殿
経済産業大臣 殿

報告者
住所 〒XXX-XXXX
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
氏名 ■■■■株式会社
代表取締役社長 環境 花子
代理人 環境本部長 環境 太郎

図 3.1.2 様式前半の記入例その2

報告者の代理人を委任している場合の報告者欄の記入例

様式（第三条関係）

水銀等貯蔵報告書

令和XX年X月XX日

文部科学大臣 殿

報告者
住所 〒XXX-XXXX
東京都〇〇区△△〇-〇-〇
氏名 国立大学法人■■■大学
総長 山田 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称及び所在地	名称：環境国立大学法人■■■大学 工学研究科等事業場 所在地：神奈川県〇〇市△△〇-〇-〇
担当者氏名及び連絡先	部署：工学研究科 環境安全係 氏名：正岡華子（まさおかはなこ） 電話番号：04X-XXX-XXXX h-masaoka@〇〇〇.ac.jp
水銀等の貯蔵に係る主たる事業	大学
水銀等の貯蔵に係る主たる事業を所管する大臣	文部科学大臣

図 3.1.3 様式前半の記入例その3 大学の例

前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量	水銀 309kg ㊦ 塩化第一水銀 30kg
前年度における水銀等の貯蔵状況	別紙2のとおり。 ㊧
指針に基づき実施した取組等	容器：水銀は99.9%に精製した上で鋼鉄製（内部エポキシ樹脂コーティング）の容器10本に分けて密閉し、容器ごとに「水銀」「30kg」と記載したラベルを貼付した。塩化第一水銀は光を通さない材質の容器2本に封入し、容器ごとに「塩化第一水銀」「25kg」及び「5kg」と記載したラベルを貼付した。 貯蔵場所：水銀と塩化第一水銀は、鍵のかかる別々の倉庫にそれぞれの名称と数量を示す表示板をつけて貯蔵した。 他者への委託：行っていない。 その他の取組：労働安全衛生教育の一環として、水銀の適正な貯蔵についての研修を行った。 ㊨
備考	
1 報告者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地の欄については、報告をする年度において変更があった場合は、その変更後のものを記載すること。 2 水銀等の貯蔵に係る主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する水銀等の貯蔵に係る事業を行う者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について別紙1に記載すること。 3 前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量の欄については、水銀等の貯蔵に関する省令（平成27年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号）第2条の要件に該当する水銀等の種類を列記し、その種類別に報告をする年度の前年度の年度末に貯蔵していた量を記載すること。 4 前年度における水銀等の貯蔵状況の欄については、報告をする年度の前年度の状況を水銀等の種類ごとに別紙2に記載すること。 5 指針に基づき実施した取組等の欄については、水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号）に基づき実施した取組その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組について具体的に記載すること。 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

図 3.2 様式後半の記入例（図 3.1.1 記入例その1の続きに相当）

㊦『年月日』

様式の事業所管大臣への報告年月日（窓口を持参する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。省令に規定された様式では、元号「平成」を記載していますが、必ず改元後の新しい元号を用いてください。

㊧『宛先』

報告者（水銀等貯蔵者）が行っている水銀等の貯蔵に係る事業を所管している大臣名（表 3.2 参照）を記入します。省令に規定された様式では、「主務大臣 殿」と記載していますが、そのままにせず、事業所管大臣を特定して記入します。また、例えば「山田太郎大臣 殿」のように、人名を入れることは、しないでください。

日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）ベースで、報告者が水銀等の貯蔵に係る2以上の事業（**F**と別紙1に記入する事業）を行っていて、それぞれの事業を所管する大臣が異なる場合には、大臣名（**G**と別紙1に記入する大臣）を連名で記入します。また、水銀等の貯蔵に係る一つの事業が2以上の大臣の共管である場合も大臣名を連名で記入します。

C『報告者（住所、氏名）』

報告者は、要件に該当する水銀等の貯蔵を行っている者（個人・法人）です。この欄では、提出日（発送日）時点のものを記入します。

地方公共団体が運営する公営企業、学校等については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した者として扱います。コラム＜**地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織が報告者となる例**＞を御参照ください。

『住所』：報告者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び所在地を記入します。

『氏名』：企業、団体等の法人にあっては、登記上の名称及びその代表者の役職名・氏名を、個人にあっては、当人の氏名を記入します。代表者の役職名・氏名の記入を忘れる例が散見されますので、御注意ください。

なお、法人にあっては、報告者は、水銀等の貯蔵を担当する部署の長など、法人において水銀等の貯蔵に責任を有する者を代理人とし、報告を委任することができます。この場合には、**図 3.1.2**のように、報告者の住所・氏名の下に代理人の役職名・氏名を記入します。報告書に委任状を添付する必要はありません。法人内で適切な委任手続を行ってください。

D-1『事業所の名称』

水銀等を実際に貯蔵していた（している）事業所の名称（支店名、営業所名等）を記入します。

D-2『事業所の所在地』

水銀等を実際に貯蔵していた（している）事業所の郵便番号及び所在地（都道府県名から番地等まで）を記入します。

E『担当者氏名及び連絡先』

事業所管省は、報告書を受理した後、報告内容等について問い合わせる場合がありますので、報告書を作成した担当者の所属部署、氏名（ふりがな）、電話番号及び電子メールアドレスも記入してください。

F『水銀等の貯蔵に係る主たる事業』

事業所で行っている水銀等の貯蔵に係る事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記入します。「細分類」とは、分類コードが4桁の項目名を指します（**表 3.2** 参照）。日本標準産業分類については、総務省統計局のウェブサイト「政府統計の総合窓口」の以下のページで確認してください。 <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）ベースで、報告者が水銀等の貯蔵に係る2以上の事業を行っている場合には、それら事業のうちから主たる事業一つのみをこの欄に記入し、それ以外の事業については別紙1に記入します。主たる事業の考え方については、コラム＜**主たる事業の考え方**＞を御参照ください。別紙1に **F**と同じ事業名を記入する誤りが散見されます。主たる事業以外の事業がない場合は、別紙1の記入・添付は不要です。

㊄『水銀等の貯蔵に係る主たる事業を所管する大臣』

上記 ㊄ の主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入します（表 3.2 参照）。「主務大臣」、「山田太郎大臣」などとは記入しないでください。上記 ㊄ の主たる事業が 2 以上の大臣の共管である場合、その共管大臣を全て記入します。

㊅『前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量』

前年度の 3 月 31 日（報告対象年度の最終日）の時点で貯蔵していた水銀等の量（別紙 2 の「⑦ 年度末に貯蔵していた量」に記載した数値と同じ）を、種類別に記入します。記入する単位は kg とし、ゼロの場合は 0kg と記入します。混合物の場合には、水銀又は水銀化合物に換算した重量と混合物の重量の両方を記入します。水銀含有再生資源又は廃棄物処理法上の廃棄物として管理していた量は含めません。

㊆『前年度における水銀等の貯蔵状況』

別紙 2 に報告対象年度（4 月 1 日から 3 月 31 日まで）における水銀等の貯蔵状況を記入します。

㊇『指針に基づき実施した取組等』

「2. 水銀等の環境上適正な貯蔵の方法」に示す取組について、事業所で実施した内容を、「容器」、「貯蔵場所」、「他者への委託」及び「その他の取組」に分けて、次のように記入します。

- 容器：水銀等を入れる容器が、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとなっていること、名称（混合物の場合は混合されている水銀等の名称及び含有量）を表示していることを示すため、容器の具体的な材質や形状、表示の内容・方法等を記入します。具体的な状況が分かるように、補足として写真を貼付しても結構です。
- 貯蔵場所：水銀等を貯蔵する場所に鍵をかける設備を備えているか、周囲に堅固な柵を設けていること、また、貯蔵している水銀等の名称を表示していることを示すため、具体的な設備の状況を記入します。具体的な状況が分かるように、補足として写真を貼付しても結構です。
- 他者への委託：水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方（委託先）に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供したこと等を記入します。
- その他の取組：上記以外の、貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するために実施した取組を記入します。例えば、従業員の教育、緊急時対応計画の作成等。

（２） 別紙１の記入要領

別紙１には、日本標準産業分類の細分類（業種コード４桁）ベースで、報告者が報告対象事業所で水銀等の貯蔵に係る２以上の事業を行っている場合に、様式の『主たる事業』欄に記入した事業以外の事業について、事業の名称及び当該事業を所管する大臣を記入します。別紙１の記入例を図 3.3 に示します。

別紙１に様式の『主たる事業』欄と同じ事業名を記入する誤りが散見されます。主たる事業以外の事業がない場合は、別紙１の記入・添付は不要です。

報告者が報告対象事業所で行っている水銀等の貯蔵に係る事業が４以上ある場合は、欄を追加して記入します。

様式の『主たる事業を所管する大臣』及び別紙１の『当該事業を所管する大臣』の全てに同一の報告書を提出します。

別紙 1		
1	事業の名称	その他の非鉄金属第２次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣
2	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	

図 3.1 別紙１の記入例（図 3.1.1 及び図 3.2 の記入例に対応した内容）

(3) 別紙2の記入要領

別紙2には、報告対象事業所の前年度における水銀等の貯蔵状況を水銀等の種類ごとに記入します。貯蔵量、製造量などの数値はkg単位で記入します。別紙2の記入例を図3.2に示します。

別紙2 水銀等の種類 (水銀)				
前年度における水銀等の貯蔵状況				
①年度当初に貯蔵していた量	0 kg			
②製造した量	1,000 kg			②、③の合計 (⑧)
③引渡しを受けた量	20 kg	kg	kg	
引き渡した者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	〇〇商事 代表取締役社長 水銀良男			
事業所の名称及び所在地	〇〇商事横浜支店 神奈川県横浜市〇ー 〇ー〇			
④使用した量	1 kg	kg	kg	④、⑤の合計 (⑨)
使用目的（用途）	分析			
⑤引き渡した量	500 kg	210 kg	kg	
引渡しの目的（引渡しを受けた者における用途）	蛍光ランプ製造 (A国への輸出)	試薬製造		
引渡しを受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	〇〇貿易 代表取締役社長 〇〇〇〇	〇〇製薬 代表取締役社長 〇〇〇〇		
事業所の名称及び所在地	〇〇貿易△△営業所 〇〇県△△市〇〇10 ー20	〇〇製薬△△工場 〇〇県△△町〇〇 1ー1		
⑥廃棄物となった量	0 kg			
⑦年度末に貯蔵していた量	309 kg			
貯蔵の目的	水銀使用製品の製造 308 kg 計量分析 1 kg			
備考欄				

備考

- 1 別紙2については水銀等の種類ごとに作成すること。
- 2 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 3 引渡しの目的の欄については、引渡しを受けた者における水銀等の用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。
- 4 ⑥廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物となった量を記載すること。
- 5 貯蔵の目的の欄については、可能な限り、目的別の貯蔵量を記載すること。
- 6 年度末に貯蔵していた量（⑦）が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること：⑦＝①＋⑧－⑨－⑥
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

図3.2 別紙2の記入例

タイトル

別紙2は、水銀等の種類ごとに作成し、タイトル「水銀等の種類」の右の（ ）に、水銀又は水銀化合物の名称を記入します。混合物の場合は、「塩化第一水銀と△△の混合物」と混合物を構成する物質の名称を記入します。

①『年度当初に貯蔵していた量』

前年度の4月1日（報告対象年度の初日）当初に貯蔵していた量（前回の報告書別紙2の「⑦年度末に貯蔵していた量」に記載した数値と同じ）を記入します。水銀含有再生資源又は廃棄物処理法上の廃棄物として管理していた量は含めません。

※①～⑨でゼロの場合、空欄にせず、0kgと記入します。

②『製造した量』

水銀の場合、当該年度内に水銀含有再生資源又は水銀廃棄物から回収した水銀の総重量を記入します。水銀化合物の場合、当該年度内に水銀から製造した水銀化合物の総重量を記入します。

③『引渡しを受けた量』

別紙2のタイトル右の（ ）に記入した水銀等を、他者又は他事業所から引渡し（購入を含む）を受けた場合、その重量を記入します。個人から引渡しを受けた場合は、その個人の住所（都道府県から）及び氏名を直下の欄に記入します。法人から引渡しを受けた場合は、直下の欄に法人の名称と代表者の氏名を記入し、その下の欄に引渡しを受けた水銀等が貯蔵されていた事業所（〇〇支店、〇〇営業所まで）の名称及び所在地（都道府県から）を記入します。

4以上の個人又は法人から引渡しを受けた場合は、A4の用紙を使って同様の情報を記載したものを添付します。

引渡しを受けて直ちに機器等に充填した量や直ちに製品の製造に使用した量も計上します。

④『使用した量』

報告対象事業所で水銀等を使用した場合は、その重量及び使用目的を記入します。例えば、年度途中で、貯蔵していた水銀等を機器又は工程に充填した場合、その量は④『使用した量』に記入します。年度途中で機器等に充填した水銀等について、年度末時点で、そのまま機器等に投入して使用し続けている場合、その量は報告の対象外です。

水銀等を充填していた機器又は工程から年度途中で水銀等を回収した場合は、「**3.4.4 ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い**」を御参照ください。

⑤『引き渡した量』

報告対象事業所から搬出した水銀等の量を記入します。同じ法人の他事業所に引き渡した場合も含みます。廃棄物として処理するために搬出されたものは除きます。その直下の欄に引渡し（売却を含む）の目的（引渡しを受けた者における用途）を記入し、個人に引き渡した場合は、その個人の住所（都道府県から）及び氏名をその下の欄に記入します。法人に引き渡した場合は、直下の欄に法人の名称と代表者の氏名を記入し、その下の欄に引き渡した水銀等が貯蔵された事業所（〇〇支店、〇〇営業所まで）の名称及び所在地（都道府県から）を記入します。

※報告対象年度内に一度に30kg以上の水銀等を単一事業所に引き渡した場合、相手先は、当該年度の当該事業所の水銀等の貯蔵の状況について国（事業所管省）に報告する義務があります。

引き渡す際などに、安全データシート等に定期報告義務の履行について明記してください。

海外に輸出した場合には、まず、輸出先における使用目的を記入し、その下に「(〇〇国への輸出)」と記入します。複数の国に輸出した場合、また、同じ国でも使用目的が異なる場合は、それぞれ別の欄に記入します。

記入欄が不足する場合は、A 4 の用紙を使って同様の情報を記載したものを添付します。

⑥『廃棄物となった量』

貯蔵していた水銀等が使用されないまま、報告対象年度内に廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物となった量を記入します。図 3.3 に示すように、上記④『使用した量』に記入した量から生じた廃棄物は含めません。

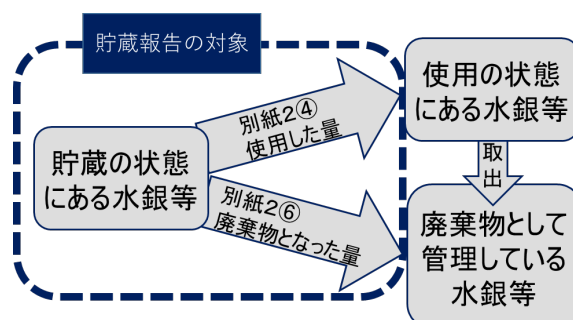


図 3.3 ④『使用した量』と⑥『廃棄物となった量』

貯蔵していた水銀等が使用されないまま廃棄物となった量には、以下のものを含めます。

- ・ 当該年度内に廃棄物として処理するために事業所から搬出した量
- ・ 当該年度内に廃棄物として事業所内で処分した量
- ・ 当該年度内に廃棄物となったが、上記二つに該当せず、事業所内で保管している量

※なお、法定の報告事項ではありませんが、報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、使用されないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していない水銀等を保管している場合は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 ○kg」と記入してください。

⑦『年度末に貯蔵していた量』

前年度の 3 月 31 日（報告対象年度の最終日）の時点で貯蔵していた量（様式『前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量』に記載した数値と同じ）を記入します。水銀含有再生資源又は廃棄物処理法上の廃棄物として管理していた量は含めません。その値が、次の式から計算される値と異なる場合は「備考欄」に理由を記入します。

$$〔⑦＝①＋⑧－⑨－⑥〕$$

貯蔵の目的の欄には、年度末に貯蔵していた水銀等について、使用目的別の貯蔵量を記入します。具体的には、「販売」「灯台」「計量分析及び研究・調査」「製品製造」、それ以外は「その他」と記入します。

貯蔵の目的

目的の記載について、判断に迷う場合は、ガイドライン付録 2 に示す問い合わせ先に問い合わせてください。複数の目的を持つ場合は、目的別に⑦年度末に貯蔵していた量を記載してください。

3.4.4 ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い

年度途中で機器又は工程から回収した水銀等であって、水銀等含有量 95 重量パーセント以上のものについては、以下の（１）～（４）のように使用目的・処分を決める（すなわち、社内規定に従って使用目的・処分に応じた管理状態に移行する）までは、貯蔵報告書別紙 2 のどの欄にも計上しないでください。ただし、水銀等の貯蔵としての管理対応は必要です。

なお、年度当初において機器又は工程に充填されていた水銀等は、貯蔵している状態には該当しません。その量は、貯蔵報告書別紙 2 のどの欄にも計上しないでください。

（１） 再利用することに決めた量

回収した水銀等のうち再度利用する（販売先で利用される場合を含む。）ことに決めて保管している量については、再度利用するために再生処理（ろ過して不純物を除去する等）（販売先で再生処理される場合を含む。）を要するかどうかで扱いが違ってきます。

1) 再度利用するために再生処理は必要としない量

- 1a) 年度の途中で機器又は工程から回収した水銀等のうち、水銀等含有量 95 重量パーセント以上であって、再生処理を要せずに再度利用する（使い回す）ために保管（貯蔵）している量は、貯蔵報告書別紙 2 の①～⑥・⑧・⑨のいずれにも計上しません。保管（貯蔵）の目的が回収前と同じ用途か別の用途かは問いません。
- 1b) 年度の途中で機器又は工程から回収した水銀等のうち、水銀等含有量 95 重量パーセント以上であって、再生処理を要せずに年度途中で機器又は工程に充填した量は、上記 1a) と同様、貯蔵報告書別紙 2 の①～⑥・⑧・⑨のいずれにも計上しません。
- 1c) 年度の途中で機器又は工程から回収した水銀等のうち、水銀等含有量 95 重量パーセント以上であって、再生処理を要せずに再度利用する（使い回す）ために保管（貯蔵）していたが、年度末時点で、まだ同じ目的（使い回す目的）で保管（貯蔵）している量は、貯蔵報告書別紙 2 の「⑦年度末に貯蔵していた量」に計上する対象となります。この場合、 $⑦ = ① + ⑧ - ⑨ - ⑥$ とならないため、貯蔵報告書別紙 2 の備考欄に、例えば、「⑦には、報告対象年度の前に機器に充填していた水銀等を報告対象年度中に回収し、再生処理を要せず再度利用する目的で保管している水銀等の量〇kgを加算した」などと記述します。

2) 再度利用するために再生処理が必要な量（通常、水銀含有再生資源に該当）

- 2a) 年度の途中で機器又は工程から回収した水銀等のうち、水銀含有再生資源の水銀含有量の要件に合致し、再生目的かつ有用なものであって、再生処理する前までの量は、水銀含有再生資源管理報告書別紙 2 の「②生じた量」に計上する対象となります。

※水銀含有再生資源の該当要件や水銀含有再生資源の管理の報告（この報告に量の裾切りはありません。）については、「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」を参照ください。

- 2b) 上記 2a) の水銀含有再生資源管理報告書別紙 2 の「②生じた量」に計上する対象となったもののうち、年度末時点でまだ再生処理を終えていない量は、水銀含有再生資源管理報告書別紙 2 の「⑧年度末に管理していた量」に計上する対象となります。
- 2c) 水銀含有再生資源として保管した後、同じ年度内に事業所内で再生処理（ろ過して不純物を除去する等）した量は、水銀含有再生資源管理報告書別紙 2 の「⑤処分作業を行った量」に計上する対象となります。
- 2d) 水銀含有再生資源として保管した後、同じ年度内に事業所内で再生処理（ろ過して不純物を

除去する等)した水銀等のうち、水銀等含有量 95 重量パーセント以上であって、再度利用するために保管(貯蔵)している量は、貯蔵報告書別紙2の「②製造した量」に計上する対象となります。保管(貯蔵)の目的が回収前と同じ用途か別の用途かは問いません。この場合、貯蔵報告書別紙2の備考欄に、例えば、「②には、機器から回収し再生処理した水銀等の量〇kgを加算した」などと記述します。

2e) 水銀含有再生資源として保管した後、同じ年度内に事業所内で再生処理(ろ過して不純物を除去する等)し、有価物として特定の目的で保管(貯蔵)していた水銀等であっても、水銀等含有量が 95 重量パーセント未満の場合は、水銀含有再生資源管理報告の対象にはなり得ますが、貯蔵報告の対象にはなりません。

2f) 水銀含有再生資源として保管した後、同じ年度内に事業所内で再生処理(ろ過して不純物を除去する等)した水銀等のうち、水銀等含有量 95 重量パーセント以上であって、同じ年度内に再度利用した量は、貯蔵報告書別紙2の「④使用した量」に計上する対象となります。

2g) 水銀含有再生資源として保管した後、同じ年度内に事業所内で再生処理(ろ過して不純物を除去する等)した水銀等のうち、水銀等含有量 95 重量パーセント以上であって、年度末時点で、まだ同じ目的(再度利用する目的)で保管(貯蔵)している量は、貯蔵報告書別紙2の「⑦年度末に貯蔵していた量」に計上する対象となります。

(2) 年度の途中で方針が変更された量

年度途中で機器又は工程から回収した水銀等であって、水銀含有再生資源として保管した後、同じ年度内に事業所内で再生処理(ろ過して不純物を除去する等)し、有価物として特定の目的で保管(貯蔵)していた水銀等のうち、同じ年度内に方針が変わって、廃棄物として処分することになった量については、次項(3)に準じます。

(3) 廃棄物として処分することに決めた量

回収した水銀等のうち廃棄物として処分することに決めた量については、貯蔵報告書別紙2の①～⑥・⑧・⑨のいずれにも計上しません。

※なお、法定の報告事項ではありませんが、報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、使用されないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していない水銀等を保管している場合は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 〇kg」と記入します。

(4) 使用目的・処分が決まらない量

回収の際には使用目的・処分を決めず、年度末時点でも使用目的・処分が決まらなかった水銀等は、貯蔵している状態にあるとみなします。回収して貯蔵した量は、「⑦年度末に貯蔵していた量」に計上する対象となります。この場合、 $⑦ = ① + ⑧ - ⑨ - ⑥$ とならないため、貯蔵報告書別紙2の備考欄に、例えば、「⑦には、充填していた機器(報告対象年度の前に充填していた及び／又は年度途中で充填した)から報告対象年度中に回収し、保管している水銀等の量〇kgを加算した」などと記述します。

3.4.5 記入様式チェックシート

(1) エクセル様式入力チェックシート

1) 事業者入力シート1

セル	記入事項	確認事項	確認
E2	報告対象年度 →p. 18	報告対象年度をプルダウンから選択しましたか？	
E3	提出日 →p. 18	メール送付日を西暦から YYYY/MM/DD で記入しましたか？	
E4 E5	提出先 →p. 18	表 3.2 を参照して事業所管大臣をプルダウンから選択しましたか？ 日本標準産業分類の細分類ベースで、報告者が水銀等の貯蔵に係る 2 以上の事業を行っていて、それぞれの事業を所管する大臣が異なる場合には、省庁 2 の事業所管省の大臣をプルダウンから選択しましたか？ 水銀等の貯蔵に係る一つの事業が 2 以上の大臣の共管である場合には、省庁 2 の事業所管省の大臣をプルダウンから選択しましたか？	
E6 ～ E10	報告者 住所、氏名 →p. 18-19	提出日時点の報告者の住所及び氏名を記入しましたか？ ・報告者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び所在地 ・法人の場合、登記上の名称及びその代表者の氏名・役職名 法人であって代理人に委任する場合は、報告者の氏名の後ろに、「代理人」として代理人の役職・氏名を記入しましたか？代理人への委任状の添付は不要です。	
E11 ～ E13	事業所の名称及び所在地 →p. 19	水銀等を実際に貯蔵していた（している）事業所の名称（支店名、営業所名等）、郵便番号及び所在地（都道府県名～番地等）を記入しましたか？	
E14 ～ E17	担当者氏名及び連絡先 →p. 19	報告書を作成した担当者の所属部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入しましたか？	
E18 ～ E19	水銀等の貯蔵に係る主たる事業 →p. 19-21	事業所で行っている水銀等の貯蔵に係る事業について、表 3.2 を参照して日本標準産業分類の細分類（業種コード 4 桁）に従って事業の名称をプルダウンから選択しましたか？ プルダウンにない場合は手記入しましたか？ 表 3.2 を参照して上記「水銀等の貯蔵に係る主たる事業」を所管する大臣を記入しましたか？ 事業が 2 以上の大臣の共管である場合、その大臣を全て記入しましたか？	
E20	前年度の年度末において貯蔵していた水銀等 →p. 21	前年度の 3 月 31 日（報告対象年度の最終日）の時点で貯蔵していた水銀等の種類をプルダウンから選択しましたか？ 混合物の場合は、混合物を構成する物質の名称を記入しましたか？	
E21 ～ E24	指針に基づき実施した取組等 →p. 21	「2. 水銀等の環境上適正な貯蔵の方法」に示す取組について、事業所で実施した内容を、「容器」、「貯蔵場所」、「他者への委託」及び「その他の取組」に分けて記入しましたか？ 具体的な状況が分かるように、補足として「事業者添付資料シート」に写真等を貼付しましたか？	
E25 ～ E28	水銀等の貯蔵に係る主たる事業以外の事業 →p. 21-22	日本標準産業分類の細分類ベースで、報告者が報告対象事業所で水銀等の貯蔵に係る 2 以上の事業を行っている場合は、E18 に記入した主たる事業以外の事業をプルダウンから選択しましたか？ 上記の事業を所管する大臣をプルダウンから選択しましたか？	

セル	記入事項	確認事項	確認
E29	① 年度当初に貯蔵していた量 →p. 22	前年度の4月1日（報告対象年度の初日）当初に貯蔵していた量を記入しましたか？ その量は、前回の報告書の⑦に記載の数値と同じですか？	
E30	② 製造した量 →p. 22	水銀の場合、当該年度内に水銀含有再生資源又は水銀廃棄物から回収した水銀の総重量を記入しましたか？ 水銀化合物の場合、当該年度内に水銀から製造した水銀化合物の総重量を記入しましたか？	
E31 ～ E36	④ 使用した量 →p. 22	報告対象事業所で使用した水銀等の重量及び使用目的を記入しましたか？ 使用した量の内訳が4つ以上ある場合は、3つ以下にまとめて記入しましたか？	
E37	⑥ 廃棄物となった量 →p. 23	貯蔵していた水銀等が使用されないまま廃棄物となった量（以下のものを含む。）を記入しましたか？ ・ 廃棄物として処理するために事業所から搬出した量 ・ 廃棄物として事業所内で処分した量 ・ 廃棄物になったが上記二つに該当せず、所内で保管している量	
E38	⑦ 年度末に貯蔵していた量 →p. 23	前年度の3月31日（報告対象年度の最終日）の時点で貯蔵していた量を記入しましたか？	
E39	貯蔵の目的 →p. 23	貯蔵の目的別に貯蔵量を記入しましたか？	
E40	備考欄 →p. 23	E38（年度末貯蔵量）が、事業者入力シート2で次の式から計算される数値（I38）と異なる場合、理由を記入しましたか？ $\text{⑦} = \text{①} + \text{⑧} - \text{⑨} - \text{⑥}$ （年度当初に貯蔵していた量＋製造した量＋引渡しを受けた量－使用した量－引き渡した量－廃棄物となった量） 報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、使用されないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していない水銀等を保管している場合は、「廃棄物の排出者による保管〇kg」と記入しましたか？	
F 列		未記入項目はないですか？F列にマーク（●）がついているセルはないですか？	
	その他	報告内容等について問い合わせる場合があります。データを保存しましたか？	

2) 事業者入力シート2

セル	記入事項	確認事項	確認
B 列 ～ F 列	引渡しを受けた内訳 →p. 25	他者又は他事業所から水銀等の引渡しを受けた量を、引渡しの主体別に記入しましたか？ 引渡しの主体が個人の場合は住所・氏名を、法人の場合は名称、代表者の氏名、引渡しを受けた水銀等が貯蔵されていた事業所の名称・所在地を記入しましたか？ 記入する行が足りない場合、9～17行の間で行の挿入を行いましたか？	
G 列 ～	引き渡した内訳	報告対象事業所から他者・他事業所へ搬出した水銀等（廃棄物として処理するために搬出したものを除く。）の量を、引渡し先における用途別・	

L 列	→p. 25	引渡し先別に記入しましたか？ 引渡し先が個人の場合は住所・住所を、法人の場合は名称、代表者の氏名、引き渡した水銀等が貯蔵されている引渡し先事業所の名称・所在地を記入しましたか？ 報告対象年度内に一度に 30kg 以上の水銀等を単一事業所に引き渡した場合、国（事業所管省）に報告する義務があることを引渡し先に伝えていますか？	
		海外に輸出した場合には、まず輸出先における使用目的を記入し、「(〇〇国への輸出)」と記入しましたか？ 複数の国に輸出した場合、また、同じ国でも使用目的が異なる場合は、それぞれ別の欄に記入しましたか？	
		記入する行が足りない場合、9～17 行の間で行の挿入を行いましたか？	

3) 事業者添付資料入力シート

セル	記入事項	確認事項	確認
		添付資料がある場合は、シートに貼付けましたか？	

4) 法令で規定された様式

セル	記入事項	確認事項	確認
		記入漏れはありませんか？ エラーが出ていませんか？	

(1) ワード様式記入チェックシート

5) 様式

	記入事項	確認事項	確認
1	年月日→p. 17-28	窓口を持参する場合は提出日、送付の場合は発送日を改元後の新しい元号を用いて記入しましたか？	
2	宛先→p. 28-29	表 3.2 を参照して事業所管大臣を記入しましたか？ 「主務大臣 殿」「山田太郎大臣 殿」などと記入していませんか？ 日本標準産業分類の細分類ベースで、報告者が水銀等の貯蔵に係る 2 以上の事業を行っていて、それぞれの事業を所管する大臣が異なる場合には、大臣名を連名で記入しましたか？ 水銀等の貯蔵に係る一つの事業が 2 以上の大臣の共管である場合には、大臣名を連名で記入しましたか？	
3	報告者 住所、氏名 →p. 29	提出日（送付日）時点の報告者の住所・氏名を記入しましたか？ ・報告者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び所在地 ・法人の場合、登記上の名称及びその代表者の役職名・氏名 法人であって代理人に委任する場合は、報告者の住所・氏名の下に、「代理人」として代理人の役職・氏名を記入しましたか？代理人への委任状の添付は不要です。	
4	事業所の名称及び所在地→p. 29	水銀等を実際に貯蔵していた（している）事業所の名称（支店名、営業所名等）、郵便番号及び所在地（都道府県名～番地等）を記入しましたか？	
5	担当者氏名及び連絡先→p. 29	報告書を作成した担当者の所属部署、氏名（ふりがな）、電話番号、電子メールアドレスを記入しましたか？	
6	水銀等の貯蔵に係る主たる事業→p. 29	事業所で行っている水銀等の貯蔵に係る事業について、表 3.2 を参照して日本標準産業分類の細分類（業種コード 4 桁）に従って事業の名称を記入しましたか？	

	記入事項	確認事項	確認
		日本標準産業分類の細分類ベースで、報告者が水銀等の貯蔵に係る 2 以上の事業を行っている場合、主たる事業以外の事業を別紙 1 に記入しましたか？（別紙 1 の記入内容のチェックは（2）参照）	
7	水銀等の貯蔵に係る主たる事業を所管する大臣 →p. 30	表 3.2 を参照して上記 6「水銀等の貯蔵に係る主たる事業」を所管する大臣を記入しましたか？ 「主務大臣」「山田太郎大臣」などと記入していませんか？ 事業が 2 以上の大臣の共管である場合、その大臣を全て記入しましたか？	
8	前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量 →p. 30	前年度の 3 月 31 日（報告対象年度の最終日）の時点で貯蔵していた水銀等の量を種類別に kg 単位で記入しましたか？ 別紙 2 の「⑦年度末に貯蔵していた量」と同じ値を記入しましたか？ 混合物の場合は、水銀又は水銀化合物に換算した重量と混合物の重量の両方を記入しましたか？	
9	前年度における水銀等の貯蔵状況 →p. 30	別紙 2 は作成しましたか？ （別紙 2 の記入内容のチェックは（3）参照）	
10	指針に基づき実施した取組等 →p. 30	「2. 水銀等の環境上適正な貯蔵の方法」に示す取組について、事業所で実施した内容を、「容器」、「貯蔵場所」、「他者への委託」及び「その他の取組」に分けて記入しましたか？ 具体的な状況が分かるように、補足として写真を貼付しましたか？	

6) 別紙1

	記入事項	確認事項	確認
1	事業の名称 →p. 31	日本標準産業分類の細分類ベースで、報告者が報告対象事業所で水銀等の貯蔵に係る 2 以上の事業を行っている場合は、様式に記入した主たる事業以外の全ての事業の名称を記入しましたか？	
2	当該事業を所管する大臣 →p. 31	上記の事業を所管する全ての大臣を記入しましたか？	

7) 別紙2

	記入事項	確認事項	確認
1	タイトル →p. 33	貯蔵している水銀等の種類ごとに別紙 2 を作成しましたか？ タイトル「水銀等の種類」の右の（ ）に、水銀又は水銀化合物の名称を記入しましたか？ 混合物の場合は、混合物を構成する物質の名称を記入しましたか？	
2	①年度当初に貯蔵していた量 →p. 33	前年度の 4 月 1 日（報告対象年度の初日）当初に貯蔵していた量を記入しましたか？ その量は、前回の報告書別紙 2 の⑦に記載の数値と同じですか？	
3	②製造した量 →p. 33	水銀の場合、当該年度内に水銀含有再生資源又は水銀廃棄物から回収した水銀の総重量を記入しましたか？ 水銀化合物の場合、当該年度内に水銀から製造した水銀化合物の総重量を記入しましたか？	
4	③引渡しを受けた量 →p. 33	他者又は他事業所から水銀等の引渡しを受けた量を、引渡しの主体別に記入しましたか？ 引渡しの主体が個人の場合は住所・氏名を、法人の場合は名称、代表者の氏名、引渡しを受けた水銀等が貯蔵されていた事業所の名称・所在地を記入しましたか？ 4 以上の個人又は法人から引渡しを受けた場合、A 4 の用紙に同様の情	

	記入事項	確認事項	確認
		報を記載したものを添付しましたか？	
5	⑧製造した量と引渡しを受けた量の合計	「②製造した量」と「③引渡しを受けた量」の合計を記入しましたか？	
6	④使用した量 →p. 33	報告対象事業所で使用した水銀等の重量及び使用目的を記入しましたか？	
7	⑤引き渡した量 →p. 33-34	報告対象事業所から他者・他事業所へ搬出した水銀等（廃棄物として処理するために搬出したものを除く。）の量を、引渡し先における用途別・引渡し先別に記入しましたか？ 引渡し先が個人の場合は住所・住所を、法人の場合は名称、代表者の氏名、引き渡した水銀等が貯蔵されている引渡し先事業所の名称・所在地を記入しましたか？ 報告対象年度内に一度に 30kg 以上の水銀等を単一事業所に引き渡した場合、国（事業所管省）に報告する義務があることを引渡し先に伝えていますか？	
		海外に輸出した場合には、まず輸出先における使用目的を記入し、その下に「(〇〇国への輸出)」と記入しましたか？ 複数の国に輸出した場合、また、同じ国でも使用目的が異なる場合は、それぞれ別の欄に記入しましたか？	
		記入欄が不足する場合は、A 4 の用紙に同様の情報を記載したものを添付しましたか？	
8	⑨使用した量と引き渡した量の合計	「④使用した量」と「⑤引き渡した量」の合計を記入しましたか？	
9	⑥廃棄物となった量 →p. 34	貯蔵していた水銀等が使用されないまま廃棄物となった量（以下のものを含む。）を記入しましたか？ ・廃棄物として処理するために事業所から搬出した量 ・廃棄物として事業所内で処分した量 ・廃棄物になったが上記二つに該当せず、所内で保管している量	
10	⑦年度末に貯蔵していた量 →p. 34	前年度の 3 月 31 日（報告対象年度の最終日）の時点で貯蔵していた量を記入しましたか？様式と同じ値を記入しましたか？ 貯蔵の目的別に貯蔵量を記入しましたか？	
11	備考欄 →p. 34	年度末に貯蔵していた量が、別紙 2 の項目で次の式から計算される数値と異なる場合、理由を記入しましたか？ ⑦＝①＋⑧－⑨－⑥（年度当初に貯蔵していた量＋製造した量＋引渡しを受けた量－使用した量－引き渡した量－廃棄物となった量）	
		報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、使用されないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していない水銀等を保管している場合は、「廃棄物の排出者による保管 〇kg」と記入しましたか？	
12	その他	報告内容等について問い合わせる場合があります。様式及び別紙の写しをとりましたか？	

3.5 報告書の提出先

報告に関する書類の提出先である事業所管大臣については、表 3.2 を参照しながら、報告者が行う水銀等の貯蔵に係る事業の内容によって判断します。

水銀等の貯蔵に係る複数の事業を行っている場合には、全ての事業所管大臣に提出してください。複数の大臣が共管する事業を行っている場合も、全ての事業所管大臣に提出してください。

事業所管大臣が御不明な場合は、環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課水銀・化学物質国際室又は経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課（表 3.5 参照）にお問い合わせください。

表 3.5 水銀等の貯蔵に関する報告書の提出窓口一覧

省名	担当局部課	所在地	メールアドレス	連絡先	備考
総務省	大臣官房企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-2		TEL: 03-5253-5158	
財務省	(通関業) 関税局業務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1		TEL: 03-3581-4111	
	(たばこ又は塩の製造、売買又は輸出入) 理財局総務課たばこ塩事業室			TEL: 03-3581-4111	
	(酒の製造、売買又は輸出入) 国税庁酒税課			TEL: 03-3581-4161	
文部科学省	各法人等所管課	東京都千代田区霞が関 3-2-2	各法人等所管課の連絡先が御不明な場合は研究開発局環境エネルギー課にお問い合わせください。 Email:kankyou@mext. go. jp	各法人等所管課の連絡先が御不明な場合は研究開発局環境エネルギー課にお問い合わせください。 TEL: 03-6734-4143	
厚生労働省	医政局医薬産業振興・医療情報企画課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	kigyou-houkoku@mhlw. go. jp	TEL: 03-3595-2421	
農林水産省	(動物用医薬品、農薬、肥料等製造業) 消費・安全局畜水産安全管理課	東京都千代田区霞が関 1-2-1		TEL: 03-3502-8111 (内線: 4531)	
	(上記以外の業種) 大臣官房環境バイオ			TEL: 03-3502-8111 (内線: 4315)	

省名	担当局部課	所在地	メールアドレス	連絡先	備考
	マス政策課				
経済産業省	大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	bzl-suigin@meti.go.jp	TEL: 03-3501-0080	水銀等貯蔵報告書、水銀含有再生資源管理報告書の手続きについて（METI/経済産業省）
国土交通省	（倉庫業） 総合政策局参事官 （物流産業）室	東京都千代田区霞が関 2-1-3		TEL: 03-5253-8298	
	（上記以外の業種） 総合政策局環境政策課			TEL: 03-5253-8262	
環境省	（廃棄物処理業） 環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室	東京都千代田区霞が関 1-2-2		TEL: 03-5501-3156	
	（上記以外の業種） 大臣官房環境保健部 化学物質安全課水銀・化学物質国際室		suigin@env.go.jp	TEL: 03-5521-8260	水銀による環境の汚染の防止に関する法律について 保健・化学物質対策 環境省 (env.go.jp)
防衛省	大臣官房文書課環境対策室	東京都新宿区市谷本村町 5-1		TEL: 03-5362-4847	

※令和8年3月現在

付録

付録1 Q & A

付録2 連絡先・問い合わせ先

付録3 様式

付録1 Q & A

このQ & Aは、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関するものについて、以下の構成で取りまとめたものです。

- (1) 水銀等の定義等の基本事項
- (2) 水銀含有再生資源の定義等の基本事項
- (3) 水銀等の貯蔵の方法に関する事項
- (4) 水銀含有再生資源の管理の方法に関する事項
- (5) 報告に関する基本事項及び共通事項
- (6) 水銀等の貯蔵に関する報告の方法
- (7) 水銀含有再生資源の管理に関する報告の方法

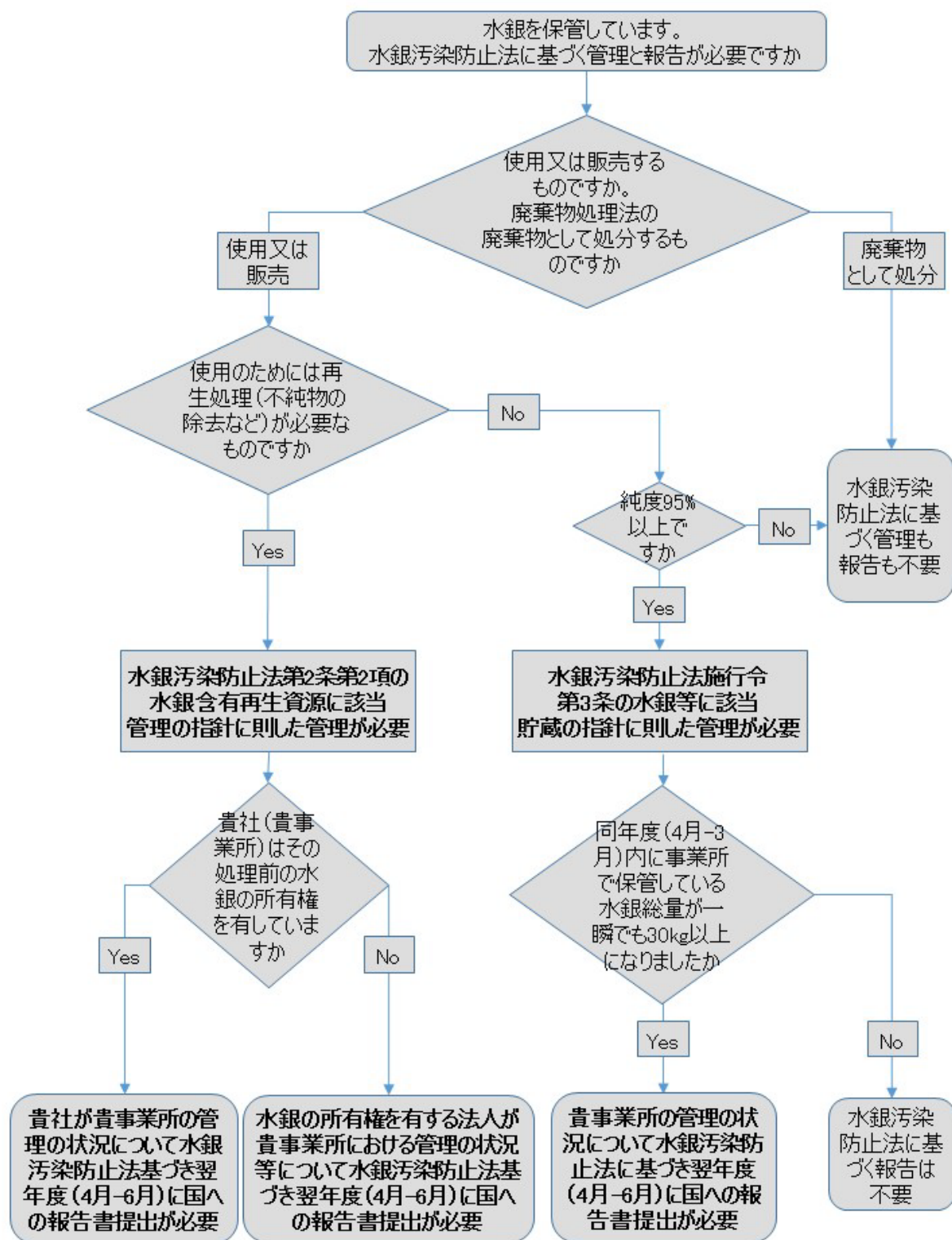
このQ & Aで用いる関係法令の略称は、以下のとおりです。

- 法：水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）
- 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- バーゼル条約：有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約
- 令：水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成 27 年政令第 378 号）
- 要件省令：水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令（平成 27 年経済産業省・環境省令第 10 号）（改正：平成 30 年経済産業省・環境省令第 6 号）
- 貯蔵省令：水銀等の貯蔵に関する省令（平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）
- 管理命令：水銀含有再生資源の管理に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 3 号）
- 貯蔵指針：水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第 1 号）
- 管理指針：水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第 1 号）

(1) 水銀等の定義等の基本事項

Q101 水銀を保管しています。水銀汚染防止法に基づく管理と報告が必要ですか。

A101 水銀について作成した以下の流れ図を御覧ください。



Q102 「水銀等」とは、何を指していますか。

A102 「水銀等」とは、水銀と水銀化合物を指しており、水銀とは、水銀元素（元素記号 Hg であってゼロ価のもの、CAS（ケミカル・アブストラクツ・サービス）番号 7439-97-6）、水銀の化合物とは、水銀の原子と他の元素の原子からなる物質であって、化学反応のみによって異なる成分に分離することができるものをいいます。

ただし、貯蔵の規制（法第 21 条及び第 22 条）の対象となる「水銀等」は、以下のものに限定されており（令第 3 条）、それぞれ他の物と混合している場合には、当該水銀等の含有量が混合物の全重量の 95% 以上の場合に限り規制の対象となります。また、水銀含有再生資源又は廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものは除きます。

- 水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- 塩化第一水銀
- 酸化第二水銀
- 硫酸第二水銀
- 硝酸第二水銀・硝酸第二水銀水和物（※ 1）
- 硫化水銀（※ 2）

※ 1 硝酸第二水銀・硝酸第二水銀の水和物については、いずれか一方のみを貯蔵している場合も対象となります。また、他の物と混合している場合は、硝酸第二水銀と硝酸第二水銀水和物の合計の含有量が混合物の全重量の 95% 以上の場合に対象となります。

※ 2 辰砂に含有される硫化水銀については、その含有量に関わらず対象となります。

Q103 「辰砂」とは何を指していますか。

A103 令第 3 条第 6 号の硫化水銀の規定において、「辰砂」は鉱物の名称として用いており、辰砂鉱石を指しています。

Q104 報告対象となる水銀等のうち、硫化水銀については「辰砂に含まれるものを含む。辰砂の場合は含有する硫化水銀の量が 30kg 以上の場合」と規定されていますが、辰砂中の硫化水銀の含有量を分析する必要がありますか。

A104 法第 21 条第 1 項の規定に基づき、令第 3 条は、貯蔵に係る規制を行うことが特に必要な水銀等 6 物質を定めています。このうち、硫化水銀については、辰砂に含まれるものを含み、辰砂の場合は含有量にかかわらず対象となります。水銀等貯蔵者は、貯蔵指針に基づいて適切に貯蔵を行うことが求められます。

一方、報告を要する水銀等貯蔵量の要件は、当該年度において事業所ごとに貯蔵した最大量が貯蔵省令第 2 条の各号に定める数量以上であることとされています。辰砂については、含有する硫化水銀の量が 30kg 以上の場合が該当します。

したがって、報告の要否の判断に当たり、辰砂中の硫化水銀量が不明の場合は含有量を分析してください。分析が難しい事情がある場合は、事業所管省庁に相談ください。

Q105 博物館で辰砂の標本を展示していますが、これは「水銀等の貯蔵」に該当しますか。

A105 「水銀等の貯蔵」とは、令第3条で限定された水銀等そのものを現に所持し、販売や製品の製造、試験研究等のために取っておくこと又はためておくことを指します。御質問の辰砂は、現在、展示という用途に供されているため、「水銀等の貯蔵」には該当しません。

Q106 水銀血圧計などの水銀等が封入された水銀使用製品を所持していることは「水銀等の貯蔵」に当たりますか。また、水銀等が封入された製品が破損した際、中身の水銀を廃棄するために一時的に保管することは「水銀等の貯蔵」に当たりますか。

A106 「水銀等の貯蔵」とは、令第3条で限定された水銀等そのものを現に所持し、販売や製品の製造、試験研究等のために取っておくこと又はためておくことを指します。水銀等が封入された水銀使用製品を所有していることは「水銀等の貯蔵」に該当しません。また、水銀等が封入された水銀使用製品が破損した際、中身の水銀を廃棄のために一時的に保管することも水銀等の貯蔵には該当しませんが、廃棄物処理法に即して適正に処理する必要があります。

Q107 水銀圧入法測定装置（ポロシメータ）による分析のために水銀を所持していますが、これは水銀等の貯蔵に当たりますか。

A107 水銀圧入法測定装置（ポロシメータ）による分析に使用するため、当該装置への補充のために水銀を所持することは、水銀等の貯蔵に該当します。一方で、当該装置に補充された状態のものは水銀等の貯蔵には該当しません。また、ポロシメータによる分析に使用した後の水銀を廃棄のために一時的に保管することも水銀等の貯蔵には該当しません。なお、分析に使用した後の水銀は、廃棄物処理法に即して適正に処理してください。

Q108 水銀使用製品の製造に使用する可能性がある水銀等をとっておく又はためておく場合は、「水銀等の貯蔵」に該当しますか。

A108 現時点で水銀等を水銀使用製品の製造に使用しない場合であっても、将来的に水銀等を使用する可能性があるため保管している場合は、「水銀等の貯蔵」に該当します。貯蔵していた水銀等が不要となった時点で廃棄物に該当すると解されるので、廃棄物になることが決定していない場合には、「水銀等の貯蔵」としての管理対応が必要です。

Q109 廃棄物として排出する予定の水銀等をとっておく又はためておく場合は、「水銀等の貯蔵」に該当しますか。

A109 年度当初から廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合は、廃棄物の一時保管とみなしますので、「水銀等の貯蔵」には該当しません。一方、年度当初は、使用、売却等の目的で保有していたものの、年度途中で廃棄物処理法上の廃棄物になった場合は、「水銀等の貯蔵」に該当する可能性があります。

Q110 保管水銀の中に核燃料物質で汚染されているものがありますが、貯蔵に関する報告の対象に該当しますか。

A110 水銀等の貯蔵とは、水銀等を販売や製品の製造、試験研究等のためにとっておくこと又はためておくことを指します。核燃料物質で汚染されているものについては、放射線廃棄物として廃棄されることが想定されるため、貯蔵には該当しません。

(2) 水銀含有再生資源の定義等の基本事項

Q201 「水銀含有再生資源」への該当性は、どのように判断しますか。

A201 水銀等又はこれらを含有する物のうち、要件省令に定める要件（※）に該当し、水銀の回収等の再生利用（バーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業）が行われるもの（廃棄物処理法上の廃棄物を除く。）であって有用なものが「水銀含有再生資源」に該当します。

該非の判断に当たっては、まず、成分分析を実施し、濃度基準値を超過しているか否かを確認します。判断に迷う場合は、環境省環境保健部化学物質安全課水銀・化学物質国際室・経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課に相談ください。

※「要件省令に定める要件」は、次に掲げるもののいずれかに該当するものであることです。ただし、水銀鉱の掘採に由来しないものであって、他の鉱種の掘採に伴い生じた表土及び捨石を除きます。

①法第二条第一項に規定する水銀使用製品に該当する物（新用途水銀使用製品の製造等に関する命令第二条第二号に該当するものを除く。）

②水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）をその重量の 0.0015 パーセントを超えて含有する物

Q202 及び A202 関連する省令・告示改正に伴い廃止

Q203 使用中の水銀使用製品を使用後にリサイクルしようと考えている場合、その水銀使用製品は「水銀含有再生資源」に該当しますか。

A203 使用中の水銀使用製品は、「水銀含有再生資源」に該当しません。バーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されている水銀使用製品（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）が水銀含有再生資源に該当します。

Q204 これまでは有価物として売却していた水銀含有再生資源であって、今後は売却できなくなる可能性があるものは、「水銀含有再生資源」に該当しますか。

A204 通常は、水銀含有再生資源が不要となった時点で廃棄物に該当すると考えますので、年度末時点で有価物になるかどうかが決定的でない場合（不要であるとは言い切れない場合）は、水銀含有再生資源に該当します。

Q205 建造物の解体等に伴い発生する配電盤等の金属廃製品に水銀使用製品が含まれ、それらをまとめて金属スクラップとして事業者が有価で引き取る場合、当該配電盤等は水銀含有再生資源に該当しますか。

A205 配電盤等の金属廃製品は、引き取りの段階においては一般的に、個別具体の使用・利用、処理の内容が明確に定まっていなと推測されます。一括して金属スクラップとして回収された配電盤等は多数の部品により構成されているところ、まずは分解・選別を行った上で、どのような部品があるか、それら部品がどのような状態のものであるか、それら部品はどのような利用価値があるかといったことを勘案した上で、それら部品の再使用、リサイクル、廃棄等今後の用途、処理内容を決めると考えられます。

水銀含有再生資源は「水銀等又はこれらを含有する物であつて、要件省令で定める要件に該当し、金属等の再生利用、回収利用等といったバーゼル条約附属書IVB に掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもののうち、有用なもの」と定義されているところ、御質問の配電盤等は、引取り段階では具体的にどのような処分作業が行われるかが定まっておらず、有価物として取り扱われる当該配電盤等に水銀使用製品が含まれるとしても、「処分作業が意図されるもの」とはいい難いことから、水銀含有再生資源の該当性要件を満たしません。

Q206① 弊社では蛍光灯のリースを受けており、使用済みの蛍光灯をまとめてリース元に返却しています。所有権はリース元にあり、返却に際して金銭的な授受は発生しない場合、当該使用済みの蛍光灯は、水銀含有再生資源に該当しますか。

② 蛍光ランプやスイッチ・リレー等の水銀使用製品を内蔵した機械（例えば、電子顕微鏡）を下取りに出すことで新たな機械の購入に際して割引がある場合、当該機械は水銀含有再生資源に該当しますか。

A206① リースを受けている主体からみれば、所有物でない製品を返却するという行為のみであり、再生利用を意図したものでもなく、また、金銭的な授受も発生していないため、当該機械は水銀含有再生資源には該当しません。

② 水銀含有再生資源には、廃棄物処理法上の廃棄物は含まれません。下取りと購入がセットであるケースは商習慣上、廃棄物の処理スキームとして見て不自然ではなく、現状で廃棄物として扱われていることを踏まえ、廃棄物とみなすのが適当です。

Q207 1 トンの水銀を保有し、実験装置のための試料として使用しています。水銀は、当該装置だけでなくその付帯設備を含めて金属製の容器と配管等で閉止された流路内を循環し、管理区域外部との水銀の出入りは一切なく、水銀の精錬や再生も行わない場合、水銀汚染防止法上の「水銀等の貯蔵」、「水銀含有再生資源の管理」に該当しますか。

A207 「水銀等の貯蔵」とは、令第3条に規定する水銀等を現に所持し、販売、製品製造等のためにとっておくこと又はためておくことを指します。御質問の事例について、既に何らかの用途

に供されていることが客観的に明らかであり、販売、製品製造等のためにとっておく又はためておくものではないと判断される場合は、「水銀等の貯蔵」には該当しません。

なお、例えば、御質問の事例について部品交換等に当たって水銀の補充が行われる場合に、当該施設において補充のために水銀を一旦保管するといった状況が生じるのであれば、当該保管は「水銀等の貯蔵」に該当する可能性があります。

また、「水銀含有再生資源」とは、水銀等又はこれらを含有する物であって、水銀等の含有量に関する要件に該当し、金属等の再生利用、回収利用等といったバーゼル条約附属書IVB に掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもののうち、有用なものを指します。なお、「処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの」に該当し得るのは、消費者等において使用した後に発生する物又は使用されない物であって処分作業の対象となった物、副産物等であり、使用中のものは該当しません。

御質問の事例について、既に何らかの用途に供されていることが客観的に明らかであり、対象の水銀等が金属等の再生利用、回収利用等といったバーゼル条約附属書IVB に掲げる処分作業がされ、及びその処分作業が意図されているものではないと判断される場合は、「水銀含有再生資源の管理」には該当しません。

Q208 金属製錬工程で生じた石膏について、別製品の原料として使用（規格に準じた製品として販売、石膏ボードやセメント等に直接利用する等）していますが、これは水銀含有再生資源に該当しますか。

A208 金属製錬工程で生じた石膏を、別製品の原料として使用する行為は、バーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業には当たらないため、水銀含有再生資源には該当しません。

Q209 金属製錬工程においては、次の金属を取り出す前の中間体や工程中の材料が主製品や連産品の製造過程で生じ、場合によっては、複数の製錬所等（法人格が異なる場合や距離が離れている場合もある）にそれらを受け渡ししながら製錬を進めていきますが、これらの中間体・工程中の材料は水銀含有再生資源に該当しますか。

A209 金属製錬工程の中で発生する中間体や工程中の材料から次の金属を取り出す行為は、バーゼル条約上の技術ガイドライン等を勘案するとバーゼル条約附属書IVB に掲げる処分作業には該当しない（Q210 のような水銀回収目的で処理が行われる場合を除く）ため、これらの中間体や工程中の材料は水銀含有再生資源には該当しません。ただし、このような中間体や工程中の材料を次の工程に投入するまでの間に、環境汚染等が生ずるおそれがあれば、管理指針に掲げる環境汚染防止措置に沿った対策を講じることが望ましいです。

Q210 金属製錬において発生するスラッジ等を水銀回収目的で処理委託をする場合、当該スラッジ等は水銀含有再生資源として管理が必要ですか。

A210 当該行為はバーゼル条約付属書IVB に掲げる処分作業に該当しますので、当該スラッジ等が有用なものであって要件省令で定める値を超える水銀又は水銀化合物を含んでいれば、水銀含有再生資源としての管理が求められます。

(3) 水銀等の貯蔵の方法に関する事項

Q301 水銀等の容器又は包装及び水銀等を貯蔵する場所に表示が必要となる「水銀等の名称」とは何を指しますか。

A301 以下の水銀等の種類を名称として表示することを原則としますが、これ以外に貯蔵に携わる者が水銀等であることを認識できる名称を表示することも認められます。なお、水銀等の名称とともに商品名（販売名）を表示することは、差し支えありません。

- 水銀
- 塩化第一水銀
- 酸化第二水銀
- 硫酸第二水銀
- 硝酸第二水銀
- 硝酸第二水銀水和物
- 硫化水銀

Q302 容器などへの「表示」は、どのような方法で行えばよいですか。また、容器に入れた上で包装する場合、容器と包装のどちらに表示すればよいですか。

A302 貯蔵しているものが水銀等であることが一見して認識できるよう、文字の色・大きさ等により目立ちやすいものとしてください。また、表示場所については、通常の貯蔵状態で視認可能となるよう表示（例：容器に入れた上で包装する場合は、包装への表示）することが必要です。

Q303 水銀等の貯蔵場所における表示について、危険物倉庫の表示（危険物倉庫である旨、水銀等の物質名称、取扱責任者名等）で代用することは可能ですか。

A303 水銀等の貯蔵場所の表示については、既に毒物及び劇物取締法等の他法令に基づく表示がされており、貯蔵指針に規定する必要事項（水銀等の名称）の表示がなされている場合は、その表示を法に基づく表示とみなして差し支えありません。

Q304 事業所の敷地内で水銀等を移動させる場合、どのような措置をとればよいですか。

A304 貯蔵指針に基づき、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのない容器又は包装のまま移動させてください。

Q305 他者に貯蔵を委託する際の情報提供は、どのような情報についてどのような方法で行えばよいですか。

A305 委託の相手方（委託先）において環境の汚染を防止するための取組が必要となるため、貯蔵を委託する物が法に基づく貯蔵の規制の対象となる水銀等であることについて、委託の相手方（委託先）が確実に認識できるよう情報提供することが必要です。情報提供が不十分な場合、相手方で必要な取組が行われない可能性があるため、委託元が国から勧告を受ける可能性があります。そのため、具体的な方法としては、文書により情報提供を行う（例：契約書に貯蔵指針の遵守や貯蔵に関する報告義務等について記載）ことに加え、貯蔵を委託する物の容器・包装に水銀等である旨を表示することが考えられます。

貯蔵の委託に伴って、相手方（委託先）に国への定期報告の義務が生じる場合には、相手方（委託先）が国（事業所管省）への報告を適切に行えるよう、以下の情報を書面で提供することが望まれます。

- 物質の名称、純度、量
- 貯蔵の目的

Q306 法第 21 条第 2 項に「主務大臣は（中略）水銀等貯蔵者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができる。」と定められていますが、この勧告を遵守しなかった場合、罰則はありますか。

A306 法第 21 条第 2 項に基づく主務大臣（事業所管大臣）による勧告については、特に罰則はありませんが、水銀等の貯蔵に当たっては、貯蔵指針を遵守ください。

Q307 水銀等が飛散・流出してしまった場合はどのように対応すればよいですか。

A307 速やかに容器・包装からの飛散・流出を止める措置や飛散・流出した水銀等の回収等の応急措置をとってください。水銀等が飛散・流出してしまった場合、貯蔵指針の第 1「水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれがないものとする。」を勘案し、法第 21 条第 2 項に基づく環境の汚染を防止するためにとるべき措置についての必要な勧告がなされる可能性があります。貯蔵指針等に照らして対応に困る場合は事業所管省庁に相談ください。

なお、別途、他法令に基づき措置をとる必要がある場合があります。

（４） 水銀含有再生資源の管理の方法に関する事項

Q401 水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにするための措置として、どのような措置が考えられますか。

A401 水銀含有再生資源が飛散したり流出したりしないよう、水銀含有再生資源の種類・性状や事業所における取扱い実態に応じて必要な措置（例えば、以下の措置）をとってください。

- 施設・設備について、密閉化や床面を不浸透性の材質とする
- 運搬中に容器が落下・転倒等することのないよう車両等に積載する
- 運搬の容器や施設・設備を定期的に点検し、破損等があった場合には速やかに補修する

Q402 水銀含有再生資源の容器及び保管場所の「表示」は、どのような方法で行えばよいですか。

A402 水銀含有再生資源であることが一見して認識できるよう、文字の色・大きさ等により、目立ちやすいものとしてください。

Q403 水銀含有再生資源が飛散し、又は流出してしまった場合はどのように対応すればよいですか。

A403 速やかに容器からの飛散・流出を止める措置や飛散・流出した水銀含有再生資源の回収等の応急措置をとることが考えられます。水銀含有再生資源が飛散・流出してしまった場合、管理指針の第1「水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。」を勘案し、法第23条第2項に基づく環境の汚染を防止するためにとるべき措置についての必要な勧告がなされる可能性があります。管理指針等に照らして対応に困る場合は、事業所管省庁に相談ください。

Q404 水銀含有再生資源の保管等を他者に委託(再委託)する場合や譲渡する場合の情報提供は、どのような情報についてどのような方法で行えばよいですか。

A404①保管等を委託する場合

委託者である水銀含有再生資源管理者には、保管等を委託する水銀含有再生資源による環境の汚染を防止する責任があるため、保管等を委託するものが法上の水銀含有再生資源であること及び保管等に当たり必要な措置を委託の相手方が確実に認識できるよう情報提供することが必要です。管理に関する報告では、情報提供が行われたことを国が確認できる書類等を添付する必要があります。また、情報提供が不十分な場合、委託の相手方で必要な取組が行われず、委託元である水銀含有再生資源管理者が国から勧告を受ける可能性があります。そのため、具体的な方法については、文書により情報提供を行う(例：契約書等に管理指針と同等の措置としてその委託を受けた者が行うべき措置の内容について記載)ことに加え、保管等を委託又は譲渡する物の容器に水銀含有再生資源である旨を表示することが考えられます。

また、保管等の委託の相手方が再委託する場合についても、水銀含有再生資源管理者に水銀含有再生資源による環境の汚染を防止する責任があることから、水銀含有再生資源管理者は、委託の相手方(委託先)に対し、再委託する場合には当該委託の相手方(委託先)から再委託先に対しても同様の情報提供が必要であることについて、情報提供することが必要です。

②譲渡する場合

譲渡の相手方において環境の汚染を防止するための取組が必要となるため、譲渡するものが法に基づく管理の規制の対象となる水銀含有再生資源であることを相手方が確実に認識できるよう情報提供することが必要です。情報提供が不十分な場合、相手方で必要な取組が行われない可能性があるため、譲渡者が国から勧告を受ける可能性があります。そのため、具体的な方法については、文書により情報提供を行う(例：契約書等に管理指針の遵守や管理に関する報告義務等について記載)ことに加え、譲渡する物の容器に水銀含有再生資源である旨を表示することが考えられます。

Q405 水銀含有再生資源を他社に売却する際に、自社内に仮置きする場合でも、管理指針の第2に示される「水銀含有再生資源の保管に関する事項」を遵守する必要がありますか。

A405 水銀含有再生資源を他社に売却する際に仮置きする場合も、保管期間又は所有権の移転の有無に関わらず、管理指針の第2に示される保管基準に基づき、適切に管理する必要があります。例えば、仮置き時点で所有権が他社に移っている場合でも、「他社の責任下で保管を委託されている」というかたちで、管理指針に基づき管理する場合も想定されます。

管理の詳細については、「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」を参照ください。

Q406 「水銀含有再生資源の環境上適正な保管、運搬又は処分作業のために受託者が実施した取組」としてどのような取組が考えられますか。

A406 管理指針において、受託者は管理指針に基づく措置と同等の措置を講ずることとされているため（管理指針の第1の第3項）、当該措置が該当します。また、管理指針のいずれの項にも規定されていないが水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組を行った場合には、当該取組も記載します。例えば、社内研修における社員教育等が考えられます。

Q407 事業所の敷地内で水銀含有再生資源を移動させる場合、どのような措置をとればよいですか。

A407 管理指針に基づき、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないように移動させてください。

Q408 運搬に伴い、積替え作業により水銀含有再生資源を一時的に保管する場合や、処分作業に伴い、処分作業の前に水銀含有再生資源を一時的に保管する場合、管理指針の保管に関する措置をとる必要はありますか。

A408 一連の運搬作業や処分作業の一部とみなせるような場合は、管理指針の保管に関する措置は必要ありませんが、例えば、長期間にわたって積替えのために倉庫等に搬入して保管する場合や積替えを行った後の運搬先が定められていない状態で車両等に積載したままにしておく場合、処分作業の前に長期にわたって倉庫等で保管する場合等は、管理指針の保管に関する措置も必要になります。なお、管理指針の保管に関する措置が必要ない場合であっても、管理指針の共通事項に関する措置やその措置の実施に関する国への定期報告は、必要になります。

（5） 報告に関する基本事項及び共通事項

Q501 水銀等の貯蔵に関する報告や水銀含有再生資源の管理に関する報告における「年度」は、事業年度と考えてよいですか。

A501 「年度」とは、毎年4月1日～翌年3月31日までを意味しています（貯蔵省令第3条及び管理命令第2条）。必ずしも事業年度とは限りません。

Q502 法の施行初年度においても、施行日の属する年度の全ての期間（４月１日から翌年３月３１日まで）が報告対象期間となるのですか。

A502 法の施行初年度においては、法の施行日（水銀に関する水俣条約の発効日）である平成 29 年 8 月 16 日から当該施行日の属する年度の年度末（平成 30 年 3 月 31 日）までが報告対象期間となります。施行初年度分の報告では、「年度当初に水銀等を貯蔵していた量」「年度当初に水銀含有再生資源を管理していた量」は、平成 29 年 8 月 16 日時点の量をそれぞれ報告書に記載します。

Q503 報告者の氏名は、どのように判断すればよいですか。

A503 報告者は、登記簿の記載に即して代表者を記入ください。担当者は、事業所管省庁からの問い合わせに対応できるよう、報告内容が分かる方を記入ください。

Q504 報告書の提出後に、報告者である代表者が変更になりました。変更手続は必要ですか？

A504 報告者である代表者の情報は、報告年月日における代表者を記入ください。報告後に代表者が代わった場合、報告期間内（４月～６月）であっても、代表者の変更手続は必要ありません。

Q505 事業所の主たる事業として蛍光灯を製造しています。ガイドラインによれば、報告書の「主たる事業」には、日本標準産業分類の細分類（業種コード４桁）に従って記入することになっていますが、４桁ベースでは 2 9 4 1 の「電球製造業」しか見当たりません。２桁ベースで 2 9 の「電気機械器具製造業」なら違和感がないので、これを記入すればよいですか。

A505 ２桁ベースではなく 4 桁の再分類を記入してください。

日本標準産業分類の細分類（業種コード４桁）では、「項目の説明」や「事例」によって適合範囲を示しています。ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10> でキーワードを入れて検索し、表示された検索結果の右端にある **info** ボタンをクリックすると、見ることができます。

例えば、キーワード「蛍光」を入れて検索すると、2 9 4 1 の「電球製造業」が表示され、右端にある **info** ボタンをクリックすると以下を見ることができます。

分類コード	2941
項目名	電球製造業
項目の説明	主として電球及び類似の光源を製造する事業所をいう。 主な製品は、白熱電球及び蛍光灯、写真フラッシュ用電球及びその他の電氣的光源などである。 主として電気照明器具を製造する事業所は細分類 2942 に、電球用ガラスを製造する事業所は中分類 21 [2113] に分類される。
事例	映写機用ランプ製造業；ネオンランプ製造業；蛍光灯製造業；白熱電球製造業；自動車用電球製造業；フラッシュランプ製造業；赤外線ランプ製造業；殺菌灯製造業；水銀放電灯製造業
不適合事例	電気照明器具製造業 [2942] ；電球バルブ製造業 [2113]

この内容から、蛍光ランプの製造も「電球製造業」が適合すると分かります。

同様に、例えば、血圧計を製造しているのであれば、キーワード「血圧計」を入れて検索すると、2733の「圧力計・流量計・液面計等製造業」が表示され、右端にある **info** ボタンをクリックすると以下を見ることができます。

分類コード	2733
項目名	圧力計・流量計・液面計等製造業
項目の説明	主として圧力計，流量計，液面計，金属温度計などを製造する事業所をいう。
事例	アネロイド形指示圧力計製造業；航空用指示圧力計製造業（高度計，燃圧計など）；血圧計製造業；差圧流量計製造業；面積式流量計製造業；容積式流量計製造業；液面計製造業；膨張式温度計製造業；バイメタル式温度計製造業；電子血圧計製造業；金属温度計製造業
不適合事例	工業計器製造業 [2972]

この内容から、血圧計の製造は「圧力計・流量計・液面計等製造業」が適合すると分かります。

Q506 一つの事業所が二つの事業を行っている場合、宛先を2人の事業所管大臣の連名として、同じ内容の報告書をそれぞれ提出すればよいですか。

A506 二つの事業が両方とも水銀等の貯蔵（水銀含有再生資源の管理）に関係するものであり、かつ、それぞれの事業の所管大臣が異なるのであれば、御認識のとおりです。

Q507 製鉄事業において水銀等の貯蔵に関する報告が必要な場合、報告書の提出先は経済産業大臣のみで、環境大臣宛ては不要ですか。また、経済産業省の地方部局でなく、本省に直接提出すればよいですか。

A507 御認識のとおりです。事業所管大臣として経済産業大臣宛ての報告書を作成し、本省に直接提出ください。

Q508 独立行政法人にも報告義務がかかりますか。

A508 独立行政法人にも報告義務がかかります。必要に応じて、法人所管省庁に確認ください。

Q509 地方公共団体又はその関連団体にも報告義務がかかりますか。

A509 地方公共団体又はその関連団体にも報告義務がかかります。関連団体については、以下を御覧ください。

○地方公営企業 地方公営企業は、地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○警察組織 都道府県警察については、都道府県警察が地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○学校等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 32 条に規定される教育委員会が管理する学校その他の教育機関については、教育委員会が地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○組合 組合は、組合に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○収用委員会 収用委員会は、委員会に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

Q510 報告の記載を横線で訂正して押印した場合、受理していただけますか。

A510 一般的には受理可能です。提出先の事業所管省庁に確認ください。電子形式の場合は、記載を訂正し、かつ、備考欄に修正内容を記載したものを再度提出ください。

Q511 「事業所」の範囲は、どのように判断すればよいですか。

A511 水銀等の貯蔵や水銀含有再生資源の管理に係る事業活動が行われている一単位の場所をいい、原則として、単一の運営主体のもとで、同一の又は隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているものを指します。（ただし、同一の又は隣接する敷地内にない場合も、道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、水銀等の貯蔵や水銀含有再生資源の管理が一体として行われている場合は、一事業所と取り扱って差し支えありません。）例えば、大学については、通常、一キャンパスを事業所の単位とすることとなります。

Q512 事業所ごとに作成する報告書について、提出も事業所ごとに行う必要がありますか。

A512 報告書は、事業所ごとに作成する必要がありますが、提出については、例えば、本社の管理部門において取りまとめて一括して事業所管省庁に提出することでも差し支えありません。

Q513 報告対象年度の途中で事業所を移転又は事業所名を変更した場合、事業所の名称及び所在地は、報告書にどのように記入しますか。

A513 移転前と移転後の 2 事業所として扱って、2 事業所それぞれについて報告ください。移転前の事業所にて貯蔵していた水銀等（又は管理していた水銀含有再生資源）を移転後の事業所に引き渡した（譲り渡した）場合には、2 事業所の報告書で突合できるように作成ください。

Q514 報告対象年度の途中で貯蔵者（管理者）を含む複数の会社が合併した場合、どの主体がいかなる報告を行うことになりますか。例えば、平成 30 年 10 月 1 日付けで、事業者 A と B が合併して事業者 C となり、事業者 A の事業所 a 1 の名称が事業所 c 1 に、事業者 B の事業所 b 1 の名称が事業所 c 2 に改められた場合、具体的な報告はどうなりますか。

A514 事業所 a 1 と c 1、事業所 b 1 と c 2 は、いずれも別の事業所として扱います。ただし、報告書の提出期間において事業者 A 及び事業者 B は合併により消滅していることから、報告主体は事業者 C のみとなります。提出すべき報告書は以下の 2 通となります。

(1) 平成30年10月1日～平成31年3月31日の事業所c 1における貯蔵量(管理量)等を記入した報告書:年度当初に貯蔵(管理)していた量を0とし、事業所a 1から継承した水銀等(水銀含有再生資源)を「引渡しを受けた量」(譲り受けた量)として計上ください。

(2) 平成30年10月1日～平成31年3月31日の事業所c 2における貯蔵量(管理量)等を記入した報告書:年度当初に貯蔵(管理)していた量を0とし、事業所b 1から継承した水銀等(水銀含有再生資源)を「引渡しを受けた量」(譲り受けた量)として計上ください。

Q515① 年度途中で会社が倒産した場合、次年度に報告しなければならないのですか。

② 年度途中で工場(事業所)を閉鎖した場合、次年度に当該工場(事業所)に関して報告しなければならないのですか。

A515① 貯蔵者(管理者)であった事業者(A社)の権利義務が他の会社(B社)に承継されている場合は、後者(B社)が前者(A社)の分の報告を行う必要があります。一方、事業者の廃業や法人の解散等により、貯蔵者(管理者)であった事業者(A社)の権利義務を承継する主体がない場合は、以下のとおり対応ください。

(1) 事業者の廃業や法人の解散に際して、貯蔵していた水銀等(管理していた水銀含有再生資源)を全て別の事業者へ引き渡した(譲り渡した)場合又は廃棄した場合には、翌年度(例:平成30年度に廃業・解散した場合は、平成31年度)の報告は、必要ありません。

(2) 事業者の廃業や法人の解散に際して、貯蔵していた水銀等(管理していた水銀含有再生資源)を関係者個人において貯蔵(管理)している場合は、当該個人が引渡しを受けた(譲り受けた)量として翌年度(同上例)に以下の要領で報告書を作成ください。

【報告書様式】

- 環境大臣及び経済産業大臣宛てで1通ずつ作成
- 報告者は報告書作成時点の個人名及び住所を記入
- 事業所の名称及び所在地は「無」と記入
- 担当者氏名及び連絡先のうち、部署名は「無」とし、氏名と連絡先は報告者個人の情報を記入
- 水銀等の貯蔵(水銀含有再生資源の管理)に係る主たる事業、及び所管する大臣は「無」と記入

【別紙1】

全て「無」と記入

【別紙2】

引渡しを受けた量(譲り受けた量)には、廃業した事業者や解散した法人から引き継いだ水銀等(水銀含有再生資源)の量を記入するとともに、譲渡者の住所及び氏名として当該事業者や法人の名称及び代表者の氏名を記入ください。事業所の名称及び所在地については、水銀等(水銀含有再生資源)を引き継いだ元の事業所の名称及び所在地を記入ください。

② 廃止された事業所(廃止事業所)を有していた事業者が存続している場合は、当該廃止事業所に関して報告ください(廃止とともに事業者が変更になった場合は**A515①**を参照)。

Q516① A社（水銀回収事業者）→商社→B社のルートで水銀を販売する場合で、水銀そのものはA社→B社に直接受け渡し、水銀の所有権はB社にある場合、A社が国に提出する貯蔵報告書別紙2の「⑤引渡しを受けた者」にはB社を記入すべきですか。

② 引渡しを受けた者が学校や県庁の場合、代表者には誰を記入すればよいですか。

A516① まず、販売される水銀が使用の前に再生処理が不要なものである場合と再生処理が必要なものである場合（水銀含有再生資源に該当する場合）とを明確に区分してください。

使用の前に再生処理が不要な水銀である場合には、A社が国に提出する貯蔵報告書別紙2「⑤引渡しを受けた者」にはB社を記入ください。備考欄に「商社を介して販売しているが、水銀は直接B社に引き渡した」などと追記してください。

使用の前に再生処理が必要な水銀である場合（水銀含有再生資源に該当する場合）には、A社もB社も（さらに、所有権が一旦は介在する商社に移転されている場合には当該商社も）国に管理報告を提出する必要があります。

A社が国に提出する管理報告書別紙2「④譲り渡した量」には、所有権を移転した量、譲受者欄には所有権の直接の移転先の法人の名称及び代表者の氏名、事業所欄には所有権の移転先が商社であれば売買担当者が所属する事業所＝オフィスの名称及び所在地を記入ください。さらに、A社からB社への水銀の運搬については、以下の場合分けに従って記入ください。

- A社が自らB社に運搬した場合：管理報告書別紙2の備考欄に「商社に販売したが、水銀は当社から直接B社に運搬した。」などと記入
- A社が商社から運搬先を聞き知った場合：管理報告書別紙2の備考欄に「商社に販売したが、水銀は商社が当社から直接B社に運搬した」などと記入
- A社がB社への運搬を運搬事業者に委託した場合：管理報告書別紙2の「運搬の委託を受けた者」の「運搬の経路」欄に終着点としてB社を記入ください

② 引渡しを受けた者の代表者には、責任者を記入ください。学校であれば校長、学園長、県庁であれば知事になります。

Q517 顧客（A社）から純度95%超の水銀の精錬を受託し、関連会社（精錬会社C社）に精錬を委託した者（商社B社）は、精錬の前後ともに水銀の所有権がA社にある場合、水銀等の貯蔵に関する報告や水銀含有再生資源の管理に関する報告をどのように行うべきですか。

A517 当該精錬前の水銀は、金属回収等の処分作業が意図されている有用なものであるため、水銀含有再生資源に該当します。水銀含有再生資源の管理に関する報告は、所有権を有する管理者（本件ではA社）が行う必要があるところ、A社は水銀含有再生資源の管理に関する報告を提出する必要がありますが、B社は所有権も現物も保持しないため報告を提出する必要はありません。

【A社による水銀含有再生資源の管理に関する報告における留意点】

- 当該物がA社の事業により生じたものであれば「②生じた量」に当該量を記入
- 当該物が他社から譲り受けたものであれば「③譲り受けた量」に当該量を記入
- A社がB社に処分を委託した量を「⑤処分作業を行った量」に記入

- 「処分作業の委託を受けた者」にB社に関する情報を記入

C社が製錬前の水銀を所持していることについては、当該物が水銀含有再生資源に該当するため、法第21条第1項の貯蔵に関する規定は適用されず（同項の規定で対象から除外）、水銀等の貯蔵に関する報告の提出は不要です。

一方で、C社が精錬後の水銀（当然に純度95%以上）を所持していることについては、水銀の貯蔵に該当するため、貯蔵の最大量が30kg以上となった場合に水銀等の貯蔵に関する報告を提出していただく必要があります。

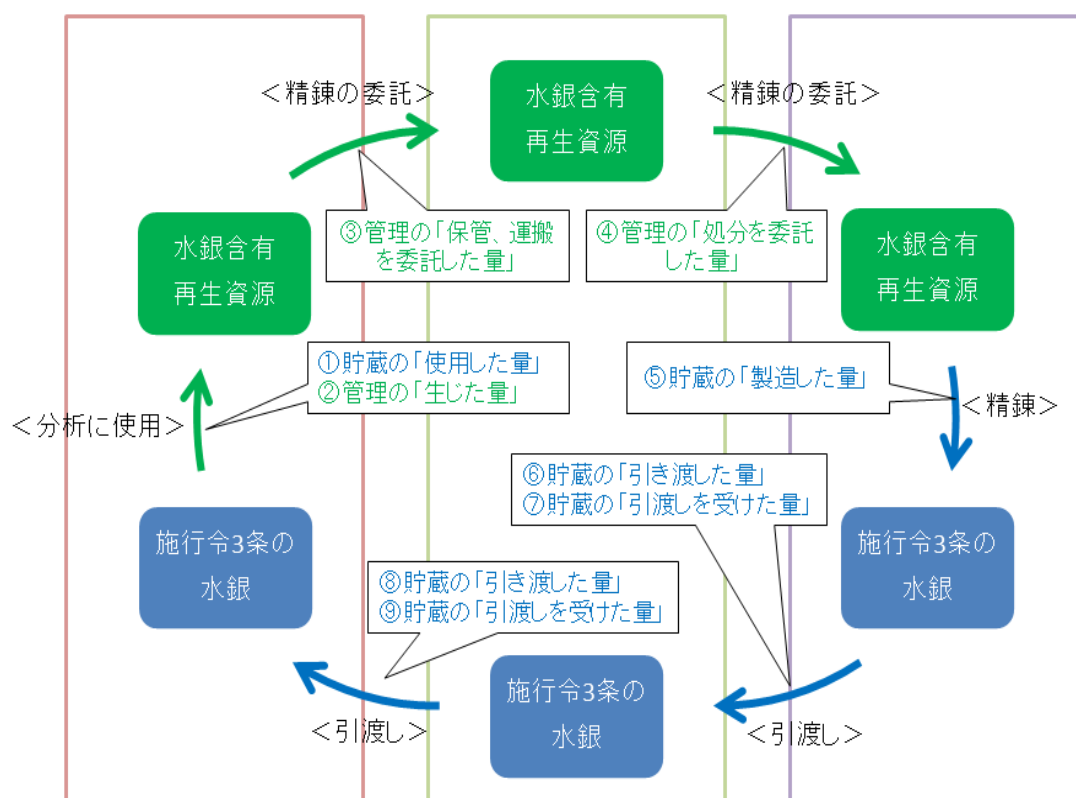
【C社による水銀等の貯蔵に関する報告における留意点】

- 精錬後の水銀の量を「②製造した量」に記入
- 精錬後の水銀でA社に戻した量（全部／一部）を「⑤引き渡した量」に記入

また、精錬後の水銀は、A社に戻されてA社が所持することになりますが、これについても水銀の貯蔵に該当するため、貯蔵の最大量が30kg以上となった場合に水銀等の貯蔵に関する報告を提出してください。

【A社による水銀等の貯蔵に関する報告における留意点】

- C社から戻ってきた量を「③引渡しを受けた量」に記入
- それらを使用又は他社に引き渡した場合、「④使用した量」や「⑤引き渡した量」に記入



Q518 現在、未使用の水銀及び合金を保管庫に収納していますが、今後業者に廃棄を依頼する予定です。この場合、報告書にどのように記入すべきですか。

A518 「水銀」は全重量の95%以上の金属水銀であり、「合金」は、当該金属水銀を合金化して使

用済みのものという想定で、以下の回答をします（なお、歯科用水銀をカプセルに封入した製品は、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源のいずれにも該当しません）。

水銀等の貯蔵とは、水銀等を現に所持し、販売や製品、試験研究等のためにとっておくこと又はためておくことをいいます。貯蔵の対象となる水銀等からは、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものを除きます。

また、御質問の合金に水銀が 0.0015 重量パーセントを超えて含まれており、再生等の処分作業がされ、又はその処分作業が意図されている場合は、水銀含有再生資源に該当する可能性があります。廃棄物処理法上の廃棄物は水銀含有再生資源から除きます。

したがって、御質問の金属水銀が年度当初から廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものである場合には、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源のいずれにも該当せず、法第 22 条及び第 24 条に基づく報告書の提出は不要です。他方、年度の途中で廃棄物処理法上の廃棄物となった場合には、報告対象となる可能性があります。

水銀等の貯蔵については、当該年度において事業所で貯蔵した最大量が 30kg 以上のものが報告対象となります。水銀含有再生資源の管理に関する報告には、量の裾切り要件はありません。

（６） 水銀等の貯蔵に関する報告の方法

Q601 年度内に貯蔵した水銀等の量について、報告が必要となる「30kg 以上」の該否はどのように判断すべきですか。

A601 報告が必要となるのは、ある時点で、一事業所で現に貯蔵している水銀等の量が種類ごとに 30kg に達した場合です。複数の水銀等を貯蔵している場合、これらの量が合計して 30kg に達していても、貯蔵している水銀等のそれぞれについて 30kg に達していなければ、報告は必要ありません。

Q602 「その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組」とは何を指していますか。

A602 貯蔵指針のいずれの項にも基づいていないが水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組を指しています。例えば、社内研修における社員教育等が考えられます。

Q603 大学等の研究機関において、例えば反応の過程で水銀から硫化水銀に変化するような実験を行った場合、どのように報告書に記入すべきですか。上記の例では「水銀」の別紙 2「使用した量」及び「硫化水銀」の別紙 2「製造した量」に記入し、製造（変化）した物質については純度が 95%以下であれば報告は不要と考えてよいですか。また、mg 単位で記入してもいいですか。

A603 貯蔵していた水銀等を実験に使用した場合は、使用した水銀等の量を「④使用した量」として報告ください。その過程で発生した硫化水銀の含有量が全重量の 95%以上であり、同事業所において貯蔵している硫化水銀と合わせて 30kg 以上の場合には、硫化水銀として報告ください。その際、実験過程で発生した硫化水銀は「②製造した量」に計上します。記入の単位は原則 kg ですが、小数点以下の桁数の指定はありません。

Q604① 貯蔵していた水銀を試験研究用に試験容器内に充填・保持した場合、その水銀量は「使用した量」に該当し、充填した時点で貯蔵量に含まれないとの解釈でよいですか。

②試験容器内に充填・保持していた水銀を試験終了後に回収し、廃棄（特定産廃処分）のために一時保管しているものは貯蔵量に含まれないとの解釈でよいですか。また、一時保管とは最大どの程度の期間が想定されますか。

A604① 報告対象年度の当初から「試験研究用に試験容器内に充填・保持した」状態にある水銀は、貯蔵に関する報告の対象外です。年度の途中でそのような状態になった量は、そのような状態になる前は貯蔵量に計上し、そのような状態になったら「使用した量」に計上します。

② 御質問後段の「試験終了後に回収し、廃棄（特定産廃処分）のために一時保管しているもの」は貯蔵に関する報告の対象外ですが、この場合、貯蔵報告書別紙2の備考欄に、例えば、「廃棄物の排出者による保管 ○kg」などと記述ください。一時保管期間については、具体的な上限は設けていませんが、特別管理産業廃棄物の保管基準に従い、環境上適正に保管ください。

なお、一度使用した水銀等を再利用した場合の報告については、「水銀等の貯蔵に関するガイドライン」又は「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」の「ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い」を参照ください。

Q605 法施行以前にポロシメータに使用した水銀等で、報告対象年度内において「使用した量」には含まれないものについては、貯蔵量に含まれないとの解釈でよいですか。

A605 「法施行以前にポロシメータに使用した水銀等で、報告対象年度内において「使用した量」には含まれないもの」については、その水銀等が廃棄待ちの状況ならば報告不要ですが、この場合、貯蔵報告書別紙2の備考欄に、例えば、「廃棄物の排出者による保管 ○kg」などと記述ください。他方、その水銀等が水銀含有再生資源に該当する場合は、水銀含有再生資源の管理に関する報告が必要です。

なお、一度使用した水銀等を再利用した場合の報告における扱いについては、「水銀等の貯蔵に関するガイドライン」又は「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」の「ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い」を参照ください。

Q606 機器に充填されていた 30kg の水銀を廃棄する場合、「⑥廃棄物となった量」に記入する必要がありますか。期首期末での物質収支の計算が合わなくても問題ありませんか。

A606 報告対象年度の途中で機器から取り出して廃棄した量は、貯蔵報告書別紙2のどの欄にも計上しないでください。

なお、法定の報告事項ではありませんが、報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、使用されないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していない水銀等を保管している場合は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 ○kg」と記入ください。

また、一度使用した水銀等を再利用した場合の報告における扱いについては、「水銀等の貯蔵に関するガイドライン」又は「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」の「ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い」を参照ください。

Q607 年度の途中で試験研究用に試験容器内に充填・保持した状態の水銀等について、再利用するために回収し、一時保管後に産廃処分を行った場合、どのように報告すべきですか。

A607 年度途中で機器に充填し又は工程に投入した量は、貯蔵報告書別紙2の「④使用した量」に計上し、年度途中で機器又は工程から取り出して「一時保管後に産廃処分を行った」量は、貯蔵報告書別紙2のどの欄にも計上しないでください。

なお、一度使用した水銀等を再利用した場合の報告における扱いについては、「水銀等の貯蔵に関するガイドライン」又は「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」の「ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い」を参照ください。

Q608 「水銀等の貯蔵に関するガイドライン」の「別紙2の記入要領」⑥『廃棄物となった量』のうち、※部分に示されている内容（報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、使用されないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していない水銀等）については、その量も合算値に含めるべきですか。

A608 報告対象年度内に貯蔵していた水銀等が使用されないまま廃棄物になったものに限定して、事業所外に搬出したものや事業所内で処分したものだけでなく、事業所内で保管しているものも合計して『⑥廃棄物となった量』に計上ください。

その上で、報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、使用されないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していない水銀等を保管している場合は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 ○kg」と記入ください。

Q609 水銀等の運搬のみを行う場合、貯蔵指針に基づく措置をとる必要はありますか。また、一度に30kg以上運搬する場合、貯蔵に関する報告は必要ですか。

A609 倉庫等を保有せず運搬車両だけを保有して純粋に運搬だけに携わる事業者の場合は、指針に基づく措置も国への定期報告も必要ありません。

（7） 水銀含有再生資源の管理に関する報告の方法

Q701 水銀含有再生資源を顧客から回収し、精製を行う事業者に引き渡す仲介事業者は水銀含有再生資源の管理に関する報告を提出する必要がありますか。

A701 水銀含有再生資源の管理に関する報告書は、水銀含有再生資源の所有者が提出します。水銀含有再生資源の所有権が顧客から移らない場合は、顧客から国に報告書を提出していただき、仲介事業者からの提出は不要です。ただし、顧客の報告書別紙2において、水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業を委託した場合における委託を受けた者に関する情報を記入することになっているため、ここで仲介事業者の情報が報告されるように調整ください。

Q702 水銀含有再生資源である非鉄金属製錬スラッジについて、水銀の回収作業を精錬会社に委託し、水銀回収後のスラッジを再度引き取る場合、どのように報告すればよいですか。

A702 委託元は、水銀含有再生資源の管理に関する報告において、発生した当該スラッジの量を「②生じた量」に記入し、精錬を委託した量を「⑤処分作業を行った量」に記入ください。

Q703 ユーザーから水銀アマルガムを回収し工場に集める事業において、ユーザーから譲り渡される時点の重量と工場に持ち込まれた時点の重量が異なる場合、どのように報告すればよいですか。

A703 ユーザーから工場までの「④譲り渡した量」「③譲り受けた量」は、ユーザーから譲り受ける際に計測した重量を一貫して記入ください。また、工場が報告する「⑧年度末に管理していた量」は、実態ベースの重量を記入ください。その場合、最終的に工場が報告する「③譲り受けた量」と「⑧年度末に管理していた量」のみで差が生じるため、その説明を備考欄に「譲り受けた量と年度末に管理していた量の計測条件が異なるため、⑧＝①＋⑨－⑩－⑥とはならない。」などと記述ください。

Q704 保管等を他者に委託する場合、相手方（委託先）に関する情報を報告書に記載する必要がありますか。

A704 保管等を委託する者が水銀含有再生資源管理者として、相手方（委託先）に関する情報を国への定期報告の報告書に記載することが必要です。相手方（委託先）による環境上適正な保管等のための取組について具体的に記載し、かつ、その実施状況を確認できる書類等の添付が必要となりますので、相手方（委託先）から報告を受けてください。

Q705 保管、運搬又は処分作業を委託した場合に、相手方（委託先）がその一部（又は全部）を他者に再委託した場合、その再委託を受けた者に関する情報を報告書に記載する必要がありますか。また、全部を再委託した場合には、相手方（委託先）に関する情報は必要ですか。

A705 直接の相手方（委託先）が委託を受けた保管等の一部又は全部を他者に再委託する場合、その再委託を受ける者に関する情報は、国への定期報告の報告書に記載する必要はありません。

全部を再委託する場合、直接の相手方（委託先）は保管等を行いませんので、保管・処分作業を行った事業所の名称・所在地、運搬の経路については報告書に記載できませんが、相手方（委託先）の氏名等や相手方（委託先）による再委託に当たっての情報提供等の取組等は記載する必要があります。

Q706 水銀含有再生資源を他者に譲り渡した場合、どのように報告すればよいですか。また、水銀含有再生資源の所有者として処理を業者に委託した場合は、どのように報告すればよいですか。

A706 水銀含有再生資源を個人又は法人に譲り渡して、所有権が譲渡された場合、譲渡しをした法人は、報告書別紙2の④にその重量及び譲渡しの目的（譲受者における用途）を記入ください。

次に、譲受者が、水銀含有再生資源管理者として管理指針に基づき適切に管理し、及び国への

定期報告を行えるよう、当該物質が法第2条第2項の「水銀含有再生資源」に該当し、法に基づく管理と報告が義務付けられていることを伝えることが必要です。情報提供が不十分な場合、譲受者で必要な取組が行われないこともあるため、譲渡者が国から勧告を受ける可能性がありますので、契約書等に水銀含有再生資源の管理の内容（「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」の「具体的な管理方法」参照）について記載しておくことが求められます。譲り渡す水銀含有再生資源については、譲受者が適切に管理を行えるよう、以下の情報を提供することが望まれます。

- 物質の名称、組成、量

Q707 報告が求められている「その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組」としては、どのような取組が考えられますか。

A707 管理指針のいずれの項にも基づいていないが水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組を指しています。例えば、社内研修における社員教育等が考えられます。

付録2 連絡先・問い合わせ先

(1) 水銀含有再生資源の管理に関する問い合わせ先

省庁名	担当局部課	連絡先
環境省	大臣官房環境保健部 化学物質安全課水銀・化学物質国際室	TEL: 03-5521-8260
経済産業省	大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課	TEL: 03-3501-0080
お問合せフォーム https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase		

(2) 事業所管官庁の問い合わせ先（令和7年7月現在）

省庁名	担当局部課	連絡先
内閣府	大臣官房企画調整課	TEL: 03-6257-1392
警察庁	長官官房企画課	TEL: 03-3581-0141 内線 2133
金融庁	総合政策局総務課	TEL: 03-3506-6021
消費者庁	地方協力課	TEL: 03-3507-9174
総務省	大臣官房企画課	TEL: 03-5253-5158
法務省	大臣官房秘書課	TEL: 03-3580-4111 内線 2058
外務省	国際協力局地球環境課	TEL: 03-3501-8245
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	TEL: 03-3581-4111
文部科学省	研究開発局環境エネルギー課	TEL: 03-6734-4143
厚生労働省	医政局医薬産業振興・医療情報企画課	TEL: 03-3595-2421
農林水産省	大臣官房環境バイオマス政策課	TEL: 03-3502-8111 内線 4315
経済産業省	大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課	TEL: 03-3501-0080
国土交通省	総合政策局環境政策課	TEL: 03-5253-8262
環境省	大臣官房環境保健部 化学物質安全課水銀・化学物質国際室	TEL: 03-5521-8260
防衛省	大臣官房文書課環境対策室	TEL: 03-5362-4847

付録 3 様式

様式

水銀等貯蔵報告書

令和 年 月 日

主務大臣 殿

報告者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称及び所在地	名称：
	所在地：
担当者氏名及び連絡先	部署：
	氏名：
	電話番号：
水銀等の貯蔵に係る主たる事業	
水銀等の貯蔵に係る主たる事業を所管する大臣	

前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量	
前年度における水銀等の貯蔵状況	別紙 2 のとおり。
指針に基づき実施した取組等	

備考

- 1 報告者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地の欄については、報告をする年度において変更があった場合は、その変更後のものを記載すること。
- 2 水銀等の貯蔵に係る主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する水銀等の貯蔵に係る事業を行う者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について別紙 1 に記載すること。
- 3 前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量の欄については、水銀等の貯蔵に関する省令（平成 27 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号）第 2 条の要件に該当する水銀等の種類を列記し、その種類別に報告をする年度の前年度の年度末に貯蔵していた量を記載すること。
- 4 前年度における水銀等の貯蔵状況の欄については、報告をする年度の前年度の状況を水銀等の種類ごとに別紙 2 に記載すること。
- 5 指針に基づき実施した取組等の欄については、水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第 1 号）に基づき実施した取組その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組について具体的に記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1

1	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	
2	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	

別紙２ 水銀等の種類（ ）

前年度における水銀等の貯蔵状況

①年度当初に貯蔵していた量				kg
②製造した量				kg
③引渡しを受けた量	kg	kg	kg	②、③の合計 (⑧) kg
引き渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				
事業所の名称及び所在地				
④使用した量	kg	kg	kg	④、⑤の合計 (⑨) kg
使用目的(用途)				
⑤引き渡した量	kg	kg	kg	
引渡しの目的(引渡しを受けた者における用途)				
引渡しを受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				
事業所の名称及び所在地				
⑥廃棄物となった量				kg

⑦ 年度末に貯蔵していた量	kg
貯蔵の目的	
備考欄	

備考

- 1 別紙 2 については水銀等の種類ごとに作成すること。
- 2 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 3 引渡しの目的の欄については、引渡しを受けた者における水銀等の用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。
- 4 ⑥ 廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物となった量を記載すること。
- 5 貯蔵の目的の欄については、可能な限り、目的別の貯蔵量を記載すること。
- 6 年度末に貯蔵していた量（⑦）が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること： $⑦ = ① + ⑧ - ⑨ - ⑥$
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。